

令和3年度第1回 男女共同参画推進部会（オンライン開催） 次第

令和3年6月2日（水）
午後3時開会

1 開会

2 議事【報告事項】

(1) 「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」素案たたき台について

.....資料1

(2) 世田谷区犯罪被害者等支援の取組みについて

.....資料2

3 その他

4 閉会

今後の予定

令和3年7月1日 令和3年度第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

配付資料

- ・「世田谷区第二次男女共同参画プラン」の中間評価と検討状況資料1 - 1
- ・「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」体系(案)資料1 - 2
- ・「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」サブタイトル案資料1 - 3
- ・「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」
調整計画の数値目標(案)資料1 - 4
- ・世田谷区立男女共同参画センターらぶらす運営の3つの重点/5つの施策資料1 - 5

- ・世田谷区犯罪被害者等支援の取組みについて資料2 - 1
- ・リーフレット「犯罪被害にあわれた方へ～ひとりで悩まずご相談ください」資料2 - 2

- ・その他チラシ類

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課
電話 03-6304-3453 FAX.03-6304-3710

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員名簿

敬称略

		氏名	フリガナ	肩書き
1		江原 由美子	エハラ ユミコ	東京都立大学名誉教授
2	男女共同参画 (学識経験者)	加藤 秀一	カトウ シュウイチ	明治学院大学社会学部教授
3		上杉 崇子	ウエスギ タカコ	弁護士
4	男女共同参画 (関係団体)	薬師 実芳	ヤクシ ミカ	NPO法人Rebit代表理事
5		池田 ひかり	イケダ ヒカリ	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター
6		霜崎 敏一	シモザキ トシカズ	東京商工会議所 世田谷支部 事務局長
7	町会・自治会・産 業団体・人権擁 護関係団体	矢島 嗣久	ヤジマ ツグヒサ	世田谷区町会総連合会 副会長
8		小島 和子	コジマ カズコ	世田谷区人権擁護委員
9		山脇 啓造	ヤマワキ ケイゾウ	明治大学国際日本学部教授
10	多文化共生 (学識経験者)	田村 太郎	タムラ タロウ	(一財)ダイバーシティ研究所代表理事
11		藤井 美香	フジイ ミカ	(公財)横浜市国際交流協会
12	多文化共生 (関係団体)	ゴロウィナ・クセーニヤ	ゴロウィナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 副代表
13		斎藤 利治	サイトウ トシハル	NPO法人アジアの新しい風 理事
14	公募委員	藤原 由佳	フジワラ ユカ	
15		蔡 和美	サイ カズミ	

事務局	片桐 誠	カタギリ マコト	世田谷区生活文化政策部長
	生垣 明	イケガキ アキラ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課長
	松田 京子	マツダ キョウコ	世田谷区生活文化政策部国際課長
	泉 圭子	イズミ ケイコ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当係長
	平田 根久	ヒラタ モトヒサ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当係長
	青木 彩恵子	アオキ サエコ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当副係長
	市村 英太郎	イチムラ エイタロウ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当
	荻田 直幸	オギタ ナオユキ	世田谷区生活文化政策部国際課国際担当係長
	大川 純平	オオカワ ジュンペイ	世田谷区生活文化政策部国際課国際担当
	下岡 健太郎	シタオカ ケンタロウ	世田谷区生活文化政策部国際課国際担当

世田谷区第二次男女共同参画プラン

プランの中間評価と検討状況

令和3年5月

世田谷区人権・男女共同参画担当課

株式会社生活構造研究所

目 次

1	計画の性格、位置づけに関すること.....	1
2	体系等、計画全体に関わることについて.....	5
3	基本目標と課題について.....	6
	（ 1 ）基本目標	6
	（ 2 ）基本目標	13
	（ 3 ）基本目標	21
	（ 4 ）基本目標	28
	（ 5 ）推進体制	35
4	用語解説.....	41

1 計画の性格、位置づけに関すること

ここでは、計画の性格、位置づけに関することとして、国の第5次男女共同参画基本計画、新型コロナウイルス感染症が男女共同参画にもたらした影響、並びに、男女共同参画に関連する法改正等の動きを整理する。これらの状況を調整計画にも位置付け、反映させることが必要である。

(1) 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月)

令和2年12月、国は第5次男女共同参画基本計画を閣議決定した。世田谷区においても、国の計画が示している「男女共同参画社会の目指すべき社会」、「社会情勢の現状及び課題」等を共有し、計画に反映していく必要がある。

男女共同参画基本計画の目指すべき社会

男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会

あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

社会情勢の現状及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応(Society 5.0)
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症
- (8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

以上より、これからの男女共同参画に係る課題を、2つに要約することができる

○社会全体にとっては、「持続可能かつ調和のとれた経済社会の実現に不可欠な、一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」

個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって、寿命が延伸した人生を設計することができる環境の整備」

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

世界的に流行が続いている新型コロナウイルス感染症の拡大は、男女共同参画に大きな影響を及ぼしている。国においては、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」¹を設置し、新型コロナウイルス感染症が、女性の生活・雇用環境に影響を及ぼす「女性不況」の様相を呈していることをふまえ、ひとり親家庭への支援、テレワークの普及、柔軟な働き方の推進、デジタルや福祉など成長分野等への産業構造のシフトに向けた人材育成・就労支援を盛り込んだ緊急提言を行った。

また、同研究会のデータによれば、2020年4月以降の就業者数、雇用者数は男女ともに減り、非労働力人口・完全失業者数は男女ともに大幅に増加したが、特に女性の減少や増加の幅が大きいと指摘している。世田谷区でも同様の状況があり、世田谷区内での、令和元年度以降の失業等給付の基本手当の初回受給者数をみると、6月から8月にかけて特に女性の受給者数が増え、ハローワークの「おしごと相談」では10月以降女性からの相談も増え、女性の就職や再就職が特に厳しい状況が伺える。

また、データでは男女とも年齢階級別自殺者数が増えたとの結果があるが、世田谷区の統計では自殺者数の大きな増加はない。今後もコロナ禍において自殺者を増やさない取組みが喫緊の課題である。

また、内閣府では、「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」²を実施し、コロナ拡大前後での生活の満足度の変化を分析している。調査結果では、全般的に満足度が低下したとの報告があるが、中でも女性、特に20代女性の満足度が大幅に低下していることが指摘されている。

調整計画では、こうした社会的な状況の変化をふまえ、検討することが必要である。

(3) 法改正の動き

「世田谷区第2次男女共同参画プラン」の策定後、男女共同参画に関連したさまざまな法改正があった。調整計画では、これらの法改正の動きに対応していく必要がある。

- ・ 女性活躍推進法の一部改正（一般事業主行動計画の策定義務・届出義務の対象の拡大等）
- ・ 配偶者暴力防止法、児童福祉法等の一部改正（DV対応と児童虐待対応との連携強化）
- ・ 改正育児・介護休業法の施行（育児休業期間を最長2歳までの延長、育児目的休暇の新設）
- ・ パワーハラスメント防止に関する法改正（職場におけるパワーハラスメント防止措置の義務化）
- ・ 性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年度から4年度までの3年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」とし、刑事法の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等。方針の確実な実行に向けたフォローアップ）
- ・ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正（重層的支援体制整備事業の創設。既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築）

¹ コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 <https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html>

² 内閣府満足度・生活の質に関する調査に関する第4次報告書 「満足度・生活の質に関する調査」に関する第4次報告書 (cao.go.jp)

(4) 男女共同参画に関連する国の事業等

その他、国の基本計画の見直しや昨今の状況変化を鑑み、内閣府男女共同参画局の設置する専門調査会では次のような報告、また地域の男女共同参画の取組みを進める交付金・パイロット事業の拡充を行っている。調整計画は、これらの動きもふまえて、検討していくことが課題である。

DV対策の今後のあり方（専門調査会報告書）

「女性に対する暴力に関する専門調査会 報告書」(令和3年3月)において、今後の課題が指摘されている。

通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申し立てが可能となる被害者の範囲の拡大
通報や保護命令のあり方

加害者更生のための指導及び支援のあり方

DV対応と児童虐待対応の連携

被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携

逃げられない/逃げないDV対応

予防教育

その他（第三者がDVを見過ごさないような呼びかけ、他施策をより専門的に行っている部署との連携、支援員の次世代育成、待遇改善等）

DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業

DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シェルターの取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金受け入れ態勢整備事業、専門的・個別支援事業、切れ目ない総合的支援事業の実施のための付随的経費について、都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）に交付する。

民間調査会社等の事業所の業務請負により、民間シェルター等におけるパイロット事業の効果検証および事例調査を行う。

地域女性活躍推進交付金

新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性人材の育成、女性の登用拡大等に対して交付される。

活躍推進型：女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進

寄り添い支援型：様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく支援

つながりサポート型：孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用したきめ細かい支援

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

婦人保護事業の運用面における見直しに向けた拡充等を行う（令和3年度からの新規事業）。
婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等、都道府県の関係機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の元、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営を行う。

2 体系等、計画全体に関わることについて

ここでは、現計画の体系や、計画全体に関わることについて、各会議体から出た意見を中心に整理する。その上で、調整計画の策定に向けた見直しの方向性を示す。

各会議体から出た意見

【男女共同参画推進部会】

基本理念や基本目標の数は変えないが、基本目標の文言を変える可能性がある、課題を入れ替えたり、増やしたりすることもある、という認識で進めることになった。(第3回)

女性の活躍推進について、女性だけが頑張っても変わらない、男性が変わらないと上手くいかない、男性にも我がこととしてプラン・体系を意識していただかなければならないが、基本目標に女性活躍推進を掲げることは男性を遠ざける感じがする、などの意見があった。また、男性も理解できる、自分自身にも利益があるというところでは、特にワーク・ライフ・バランスを訴えていきたいとの意見があった。(第3回)

女性活躍推進の中に固定的な性別役割推進の解消が入っていることの違和感から、独立させて一番上に掲げる、ワーク・ライフ・バランスに入れて基本目標とを入れ替えるなど、工夫の余地があるとの意見があった。(第3回)

現行計画の体系にない、単身者(非正規、高齢者など)の孤立、貧困、性犯罪、若い女性が抱えている問題など、新たな課題について、基本目標と課題を整理する必要がある、との意見があった。(第3回)

【庁内作業部会】

「男女共同参画」という言葉が堅苦しいとの意見があった。わかりやすく伝えるために、ゆるキャラやマークを使用する、計画に愛称をつける、副題をつけるなどの工夫についての提案があった。(推進体制の整備強化作業部会)

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

体系について、基本理念や基本目標の数は変えないが、文言を変える、入れ替えることは検討する。ただし、固定的な性別役割分担意識の解消や、新たな課題については体系のどこに位置付けるか、検討する。また、課題を入れ替えたり、増やしたりすることは検討する。

施策や事業の内容については、男性が男女共同参画を「自分事」と理解できるよう、特にワーク・ライフ・バランスを訴えていく。

3 基本目標と課題について

ここでは、基本目標ごとに定められた数値目標から、計画の達成率を検証し、計画の進捗状況を評価し、調整計画の見直しの方向性を整理する。

また、現計画の課題ごとに、統計・調査などのデータ、各会議体から出た意見、進捗状況が良好な取組み・今後拡充すべき取組みを整理し、調整計画における新規の取組みを整理する。

(1) 基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

基本目標 では、令和8年度の数値目標を「区の審議会等の女性の占める割合」(35%以上)、「庁内の管理監督的立場の女性の占める割合」(37%)、「固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合」(85%)と設定している。

「区の審議会等の女性の占める割合」は令和2年4月1日時点で33.8%と、策定時比2.9ポイント増となった。中間評価の時点では目標35%の達成には至っていないが、上昇傾向であることから、引き続き、目標の達成に向けて取組みを続けていく必要がある。

「庁内の管理監督的立場の女性の占める割合」は平成31年4月1日時点で37.5%と、策定時比3.3ポイント増となり、37%の目標を達成した。女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画では40%の目標を設定していることから、調整計画においても特定事業主行動計画の数値目標に合わせて、上方修正していく必要がある。

「固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合」は令和2年度時点で81.5%と、策定時比8.2ポイント増加した。85%の目標達成には近づいており、引き続き、目標の達成に向けて取組みを続けていく必要がある。ただし、調査の結果からは、平日の家庭内の家事・育児・介護にかかる時間については、女性は多い順に「2～3時間くらい」「4～5時間くらい」「8時間以上」のところ、男性は多い順に「1時間くらい」「ほとんどしない」「30分くらい」の順になっている。過年度の結果と比較したとき、平日における男性の家事・育児・介護時間は若干の増加がみられているものの、女性との時間数はいまだ大きく、意識と行動には格差がみられる。行動の変革につながる取組みのより一層の強化が求められる。

統計・データから

性別役割分業意識はどの項目でも否定派が多く、その割合は年々高まっている

- ・「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分業意識は、《否定派》が高い割合となり、その中でも「家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい」の《否定派》9割、「『男は仕事、女は家庭』という考え方に共感」の《否定派》は8割となり、その割合は年々高くなった。(区民意識・実態調査報告書(以下「区民調査」という。): 概要版 P6)

「全体として、現在の日本では」の不平等感は年々高くなっている

- ・あわせてこの10年間の、分野別にみた男女の不平等感は、職場では変化がないものの、家庭生活、社会参加の場、教育の場では「平等になっていない」の割合が増えた。「全体として、現在の日本では」をみると、「平等+ほぼ平等」の割合は、10ポイント以上低下し、「平等になっていない」が6割以上となった。(区民調査 P169)

男性の参加意識は高まりつつも、家事等への参加や従事時間は大きく女性に偏っている

- ・家事への参加状況や家事等に従事する時間をみると、この10年で男性の家事等への参加は進みつつあり、家事等を「ほとんどしない」割合は低くなったものの、依然として女性に偏っている状況にある。労働にける時間は男性で「8時間以上」が8割を超えて10年間変化がなく、家事・育児・介護に関する男女での生活時間は、その格差が縮まらない状況にある。(区民調査 P49～57)

各会議体から出た意見

【男女共同参画推進部会】

固定的性別役割分担意識の解消は男性たちにも「我が事」として理解し関わってもらう必要がある(第3回)、中高年男性、高齢男性は理解が低く、固定的性別役割分担意識が根強く再生産され、若い世代に引き継がれている部分もあり、中高年世代に向けた施策や若い世代へのメッセージを伝えられるとよい。(第4回)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からテレワークが進む一方、テレワーク時における女性の家事労働の増加も指摘されている。(第2回)

【庁内作業部会】

区民センターや町会などの地域活動の場における固定的性別役割分担意識があり、参加者の多様化を進めるための方策についての意見が出ている。(女性活躍推進とワーク・ライフ・バランス関連作業部会)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

情報提供・啓発活動の充実

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、区が情報提供・啓発活動を行う際に使用するイラストや写真等の選定への配慮、男女共同参画センター「らぶらす」におけるSNSでの発信強化など、情報提供・啓発活動の充実に努め、情報発信を強化することができた。

【今後拡充すべき取組み】

- ・地域活動に関心のある区民に情報を伝えていくために、まちの掲示板を活用して情報発信を

する。

- ・学校、家庭、職場などあらゆる場において、男女共同参画への理解促進をめざした事業を展開する。
- ・新型コロナを契機に、オンラインなど新たな形態で講座の実施に取り組む。

男女共同参画に関する男性の理解の促進

両親学級への父親の参加者が増加した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・女性を中心とした働きかけの一方では、男女共同参画は十分に進展しない。男性にも「自分事」と思えるような働きかけをして、固定的性別役割分担意識の解消につなげていく必要がある。

教育分野における啓発

児童・生徒むけ研修の実施に取り組んだが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、区立中学校の出前講座は全件中止となった。しかし、学校出前講座の継続について、各学校とは調整が進んでいる。

【今後拡充すべき取組み】

- ・啓発事業について、従来の集合型ではなく、オンラインなど新たな形態での啓発事業の実施等を検討する。

家庭や地域における男女平等教育・学習の充実

区民企画員講座を実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・男性が参加しやすい、参加したい講座を実施する。

職場における男女平等意識の向上

企業への情報提供やセミナー等の実施を通して事例の紹介、企業の職場環境整備促進事業を通してテレワーク導入に係る支援を実施できた。

【今後拡充すべき取組み】

- ・実施事業の広報・周知の拡大を図るとともに、参加者増を図る。

意識調査による実態の把握と啓発

令和元年度に「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(以下、「区民意識・実態調査」)を実施し、公表できた。固定的な性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する)を否定する人の割合は男女ともに増えた。

【今後拡充すべき取組み】

- ・ジェンダー統計の視点に立ったデータの利活用を図る。

新規の取組み

- ・固定的な性別役割分担意識に加え、アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)を解消していく必要がある。
- ・持続可能な開発目標(SDGs)に対する理解促進を図る。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は着実に変化してきていることから、意識と行動のギャップを埋めるための施策を実施していく必要がある。

統計・データから

女性管理職を有する事業所は6割を超え女性の参画は進んでいる

- ・「女性管理職を有する事業所」は64.7%で、平成22年度、平成27年度共に約51%だったのに対し、13ポイント以上高くなっている。(区内企業における男女共同参画に関する実態調査報告書(以下「企業調査」という。): 概要版P5)

女性活躍推進のための取組込みが進捗していると考えられる事業所は7割弱となった

- ・女性活躍推進の取組みは、「進んでいる」、「ある程度進んでいる」を合わせた『進捗している』は7割弱を占めた。経年比較では『進捗している』は、平成27年度から10ポイント以上上昇した。(企業調査: 概要版P6)

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の効果は6割が効果があったと回答している

- ・一般事業主行動計画を「策定している」と答えた事業所にその効果についてたずねたところ、6割弱が『効果があった』と回答した。「女性従業員の労働意欲が向上した」と「組織が活性化された」それぞれ3割超を占めて最も高くなっている。(企業調査: 概要版P8)

各会議体から出た意見

【男女共同参画推進部会】

区内企業調査の結果より、育児との両立支援制度数が0という事業所が約2割あり、従業員規模が小さく整備が十分でない事業所に向けて、力を入れて整備を促すことが必要ではないか。(第4回)

本来、女性活躍推進は、男性にも関わってもらい必要がある取組みだが、「女性活躍」という言葉は「男性を遠ざける」(第4回)、「多くの人が孤独感と不安が強くなっている社会の中で「女性活躍」という言葉をそのまま受け取ると「女性はもっとがんばれ」というメッセージになり、それでは伝わりにくいということである。自分には関係ない、むしろ自分が取り残されているという不安すら喚起させる。(第4回)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発

企業や産業団体等との連携・協働により、ワーク・ライフ・バランス等関連事業を実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・実施事業について広報・周知の拡大を図るとともに、参加者増を図る。

審議会等の女性登用率の向上

審議会の女性登用率調査を実施した。数値目標(35%)に達していない審議会等については状況を確認し、今後の登用計画を具体的に検討している。

【今後拡充すべき取組み】

- ・地域における女性の人材の発見に努め、活用を図る。
- ・庁内各課に向けて、女性委員のさらなる登用に向けた理解を求めながら、審議会等の女性登用率向上の取組みを進める。

事業者への支援

産業団体を通じ、事業者に女性活躍推進のための情報を提供した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・実施事業について広報・周知の拡大を図るとともに、参加者増を図る。
- ・「企業の職場環境整備促進事業」を継続して実施する。

職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

職場におけるハラスメントの防止に向けて、事業者への情報提供やセミナーを実施している。

【今後拡充すべき取組み】

- ・職場におけるハラスメント等の防止に関する法改正の動きなどの情報を提供し、事業者の職場環境整備の促進を図る。

新規の取組み

- ・情報通信技術の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりを背景とした女性に対する暴力（デジタル暴力）の根絶に向けた取組みを開始する。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

一般事業主行動計画の策定が女性の参画、女性の活躍に一定の効果をもたらしていることから、ポジティブ・アクションをさらに進める必要がある。ただし、女性の活躍推進は、女性だけががんばるのではなく、男性の関わりがきわめて重要であり、固定的性別役割分担意識の解消や、ワーク・ライフ・バランスの推進とも関連づけて進めていく必要がある。

統計・データから

望ましい女性の働き方は、「就労継続型」が増えているが、全国調査よりも低い割合である

- ・望ましい女性の働き方については《中断再就職型》が最も高いが、次いで《就労継続型》が多く、男女ともに割合は増加している。(区民調査 P107)
- ・内閣府の調査では、《就労継続型》は6割を超えているが、区調査では割合は低い。

職場に望む子育てと仕事の両立支援は、時短、休暇・休業、再雇用制度等が支持されている

- ・「妊娠中や育児期間中の勤務軽減(フレックスタイム制度や短時間勤務制度など)」「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度」、「育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり」などの順で高い。(区民調査 P123)

配偶者出産支援休暇や就業形態の移行などの制度も整備されるようになった

- ・育児支援、介護支援以外で、多様な働き方を可能にする両立支援制度についてたずねたところ、「制度あり」は、配偶者出産支援休暇、就業形態の移行(正社員 パート等)、勤務地限定・選択制度などが3割～1割台で整備されている。
- ・利用者のうち、女性は勤務地限定・選択制度 就業形態の移行(正社員 パート)、男性では配偶者出産支援休暇が多くなっている。(企業調査：概要版 P13)

各会議体から出た意見

【庁内作業部会】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた、「フリーランス女性、フリーランスの母親」の収入減少に対する支援を求める区民の声や、相談が多かったという意見があった。(女性活躍推進とワーク・ライフ・バランス関連作業部会)

子育てと仕事の両立の選択肢を増やす取組みとして、フリーランスや在宅勤務をする保護者の方が仕事をするワークスペースの場を提供する「子ワーキングスペース チャチャチャ」は、まだ知らない人も多いとの意見があった。(女性活躍推進とワーク・ライフ・バランス関連作業部会)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

女性の就労・再就職支援

人権・男女共同参画担当課では、ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談及び就労支援講座等を男女共同参画センター「らぶらす」で開催した。また、仕事と生活の調和について考えるきっかけとして、区と関係機関の連携による「ワーク・ライフ・バランスな1週間」を実施した。世田谷区産業振興公社および子ども家庭課の事業である共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携を行った。

世田谷区産業振興公社のミニ面接会は回数、参加者数ともに前回は上回った。また、キャリアカウンセリングの相談件数は前回より増加し、女性の相談者が7割を占めた。

保育課と世田谷区産業振興公社が連携して保育士就労支援プログラムを開催し、9名が採用につながった。

【今後拡充すべき取組み】

- ・コ・ワーキング・スペース等の利用を促進する。

女性のキャリア形成、キャリア教育の推進

人権・男女共同参画担当課では、ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談及び就労支援講座等を男女共同参画センター「らぶらす」で開催した。(再掲)

世田谷区産業振興公社が実施したキャリアカウンセリングの相談件数は前回より増加し、女性の相談者が7割を占めた。(再掲)

保育課と世田谷区産業振興公社が連携して保育士就労支援プログラムを開催し、9名が採用につながった。(再掲)

【今後拡充すべき取組み】

- ・フリーランスへの支援を行う。

多様な働き方の支援

世田谷区産業振興公社、子ども家庭課が実施している共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携を行った。(再掲)

あらたに企業の職場環境整備促進事業を実施し、テレワーク導入にかかる総合的支援を行い、その成果として企業向け情報誌を作成した。ワークスペースひろば型は、区内5か所全地域の展開を完了した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・コ・ワーキング・スペース等の利用を促進する。(再掲)

女性が少ない分野への女性の参画支援

高校生を対象にデートDVに関する学校出前講座を実施した(区立中学校は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためすべて中止)

科学技術者による講演会・セミナーの実施等、理系分野における女性の参画を支援する取組みは未実施となっている。

【今後拡充すべき取組み】

- ・キャリア教育や学校出前講座における情報提供を拡充する。

新規の取組み

- ・非正規雇用の女性や若年女性への支援を行う。
- ・人生100年時代の働き方(複業など)・暮らし方を変革する。
- ・「企業の職場環境整備促進事業」(令和元年度開始)を継続する。
- ・女子学生に対する理工系分野の進学に関する情報、科学技術分野での活躍の魅力を伝える情報などを提供する。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

望ましい女性の働き方として「就労継続型」が増えており、育児や介護をしながら働き続けることを可能にする制度の充実が不可欠である。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の生活・雇用環境に影響を及ぼす「女性不況」の様相を呈している。働き方・暮らし方を変革していくとともに、非正規雇用、若年、フリーランスなど、困難を抱えて働く女性への支援が必要である。

(2) 基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

基本目標 では、令和8年度の数値目標を「区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度」(80%)、「仕事と家庭生活をともに優先している人の割合」(35%)、「町会・自治会長における女性の割合」(20%)と設定している。

「区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度」は令和2年度時点で40.7%と、策定時比4.6ポイント減となり、目標達成には至っていない。しかし、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定は、女性管理職の増加など、一定の効果をあげており、今後、従業員規模101人以上の事業所にも義務化の対象が拡大されることから、引き続き、目標達成に向けた取組みを進める必要がある。

「仕事と家庭生活をともに優先している人の割合」は令和元年度時点で24.4%と、策定時比0.3ポイント増でほとんど変わっていない状況であり、目標達成には至っていない。固定的性別役割分担意識を否定する人が増え、男性の家事・育児・介護への参加意識は高まりつつも、その行動や従事時間は大きく女性に偏っていることから、男性の行動変容に向けて、引き続き取組みを進めていく必要がある。

「町会・自治会長における女性の割合」は令和2年度4月1日時点で13.3%と、策定時比4.7ポイント増加しているが、中間評価の時点では目標達成には至っていない。しかし、上昇傾向にあることから、引き続き、目標達成に向けた取組みを進めていく必要がある。

統計・データから

ワーク・ライフ・バランスの希望と現実には、依然としてギャップが大きい

- ・ワーク・ライフ・バランスの現実については、【「仕事」を優先している】が最も高く、【「仕事」と「家庭生活」をともに優先している】、【「家庭生活」を優先している】の順である。
- ・【「仕事」と「家庭生活」をともに優先している】は、希望と現実のギャップが依然として大きい。(区民調査：概要版 P14)

ワーク・ライフ・バランスに重要なことは社会的サポートの充実と長時間労働の見直し

- ・「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」が最も高く、次いで「長時間勤務の見直し」「職場の両立支援制度の充実」の順で高い。
- ・性別は、「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」「家族のサポートや家族の意識改革」などの項目は女性で、「法律や制度の充実」などの項目は男性で高くなっている。(区民調査：概要版 P14)

ワーク・ライフ・バランス充実のために重要なことは事業所の意識と取組み

- ・充実のために重要なことは「仕事の見直しや長時間労働の削減」、「管理職への理解・周知の徹底」が多く、新たに実施したいものは、「育児等対象者と対象者外の従業員との間に不公平の出ない制度の設置」「定期的な従業員満足度調査の実施」「管理職への理解・周知の徹底」などが続いている。(企業調査：概要版 P17)

各会議体から出た意見

【男女共同参画推進部会】

「仕事と家庭生活をともに優先している人の割合」という数値目標について、待機児童ゼロを達成しているにもかかわらず、目標に対して数値が伸びていないことから、職場での啓発が大切である。(第2回)

「仕事と家庭生活をともに優先している人の割合」を数値目標としていることについて、「優先する・しない」は、本人の意思が入り、どちらの意見も否定されるべき意思ではないとし、「仕事と家庭生活のバランスを取れている人の割合」といった数値目標にするべきではないか。(第2回)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

人権・男女共同参画担当課では世田谷線沿線で開催される区民向け啓発イベントを実施し、1,000人を超える人が参加した。また、世田谷区産業振興公社と連携し、事業所向けセミナーを年10回程度実施し、令和元年度は150名程度が参加した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業を見直す(ファミリーデー、WLBな1週間)
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、事業者への情報提供や支援を拡充する(事業者の理解促進)
- ・コロナ禍における啓発事業について再検討する。
- ・ワーク・ライフ・バランスの考え方に対する区民の理解促進を図る。

事業者への働きかけと支援

女性の健康づくりの視点での啓発を行った。

は新たに企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌を作成した。

男女共同参画先進事業者を表彰し、区の各種広報媒体を通じて広く紹介した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・健康経営の推進に向けて事業者に働きかける。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、事業者への情報提供や支援を拡充する（事業者の理解促進）。

男女の育児・介護休業の取得促進

中小企業両立支援助成金や法制度に関する企業向けセミナーを実施し、好評を得た。

両親学級、ぶれパパママ講座を休日に開催した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・事業者と従業員の双方に向けた働きかけの充実

区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

- ・区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査を実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・ジェンダー統計の視点に立ったデータの利活用を図る。（再掲）
- ・ポジティブ・アクションの認知度に関する調査を継続して実施する。

新規の取組み

- ・働き方改革を一層進め、コロナ後の新しい生活に合わせた新しい働き方を推進する。
- ・育休を取得した男性社員のいる企業にインセンティブを付与する。
- ・パタニティハラスメントの防止に関するセミナーを実施する。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

区民のワーク・ライフ・バランスの希望と現実とは依然としてギャップが大きく、社会的サポートの充実と長時間労働の見直しが必要である。ワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に取組みが進んだテレワーク等を引き続き進めるなど、コロナ後の生活に合わせた、新しい働き方を推進し、男性も育児を楽しみながら仕事との両立ができる暮らしの実現に向けた支援が必要である。

統計・データから

育児との両立支援制度は、短時間勤務制度が7割、女性の利用実績が多い

- ・育児との両立支援制度の整備状況をみると、短時間勤務制度が最も高く、以下、半日や時間単位の有給休暇 所定外労働の免除 が続いている。
- ・利用実績は、女性では、事業所内託児施設、短時間勤務制度が多く、男性では、半日や時間単位の有給休暇、フレックスタイム制度 などとなっている。(企業調査：概要版 P11)

介護との両立支援制度も短時間勤務、半日等の有給休暇が多いが、取得状況は低調である

- ・介護支援の制度あり事業所では短時間勤務制度が最も多く、半日や時間単位の有給休暇などが続いている。
- ・利用実績は、男女ともに半日や時間単位の有給休暇が最も多く、フレックスタイム制度、テレワーク(在宅勤務制度等)などが多くなっている。(企業調査：概要版 P12)

男女がともに家事、育児、介護を担える制度は、公的、民間サービスの子育て・介護支援の他に、取得しやすい休暇制度、労働時間短縮のほか、在宅勤務やフレックスタイムの活用も

- ・男女がともに家事、育児、介護を担うためには、いずれも休暇や労働時間などに関する職場・事業所の理解と環境整備、子育てであれば保育園の充実、介護では公的、民間サービスなどの社会的なサポートが必要とされている。また、新型コロナウイルス感染症への対応としても挙げられた、電話やメールを活用したコミュニケーション、在宅勤務、オンライン会議なども方策として考えられる。(区民調査：概要版 P8、9、企業調査：概要版 P22)

各会議体から出た意見

【庁内作業部会】

待機児童ゼロを達成したが、引き続き待機児童ゼロを継続できるよう、既存施設の活用、事業の拡充等多様な保育への対応の必要がある。また、医療的ケアについては、実施できる施設を増やすことができるかの検討を行っていく必要がある。(女性活躍推進とワーク・ライフ・バランス関連作業部会)

ママだけでなくパパも大変であり「イクメン」でないパパは責められる構図となっており、それぞれが役割を背負いながら子どもにとって良い環境を作っていけるか、パパも支えられる支援を広くしないといけない。(男女及び多様な性と人権尊重関連作業部会)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

保育等の拡充

医療的ケア児の受入枠増、看護師のスキルアップを図る他、専門機関による巡回指導を引き続き実施し、障害児保育の充実を図った。

私立認可保育園の整備による定員を拡充した。

令和2年4月時点の待機児童が0名となった(前年度470名)。

【今後拡充すべき取組み】

- ・待機児童ゼロを継続する。

- ・保育の多様なニーズに対応するとともに、保育の質を確保する。
- ・保育サービスを充実する。
- ・切れ目のない子育て支援を継続する。
- ・地域における子育て支援人材を増やす。

育児に関するサービスの充実

地域園の支援や、休日保育、医療的ケア児の受け入れ、ほっとステイ事業、新 BOP 学童クラブの実施時間延長モデル事業など、多様な保育サービスを充実した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・コロナ終息後もオンラインを活用した相談事業を継続して実施する。

子育て世代への支援と地域交流

ファミリー・サポート・センター事業の利用会員・援助会員が増加傾向にあった。

ワークスペースひろば型を増設した。

団体主体の「子育てメッセ」を開催し、1,000 名を超える来場者があった。

【今後拡充すべき取組み】

- ・地域ささえあい活動「子育てサロン」において、新しい生活様式を意識した活動形態を検討する。
- ・より効果的な地域での子育ての相互援助制度について検討する。

介護者への支援

介護保険サービス・障害福祉サービスを提供した。

あんしんすこやかセンターでの介護相談は、平日だけでなく土曜日も開設した。

家族を介護している人のための家族会を実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・男性の家庭参画を促進するための事業を継続する。

男性の家事・育児・介護等への参画促進

両親学級・ぶれパパママ講座を開催した。休日は参加率がよく、新型コロナウイルス感染拡大により Zoom での開催を試行したところ好評だった。

【今後拡充すべき取組み】

- ・男性側の視点からの男女共同参画推進施策を強化する。
- ・コロナ終息後もオンラインによる両親学級・ぶれパパママ講座を増やす。
- ・男性の家庭参画を促進するための事業を継続する。(再掲)

新規の取組み

- ・医療的ケアのできる区立園の拡充について検討を始める。
- ・児童福祉法の改正による、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携を強化し、面前DVへの対応を図る。
- ・児童館・子育て支援コーディネーター・社会福祉協議会の三者連携による地域・地区での子育て支援に取り組む。
- ・学齢期の子をもつ保護者の相談支援に取り組む。
- ・サードプレイス(家庭でも職場でもない「第三の居場所」)としての子育て広場等を活用する。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

企業における育児と介護の両立支援制度において、育児では女性の利用が多いが、介護では男女ともに利用は低調である。育児と介護の両立支援制度の充実に向けたさらなる取組みを推進するとともに、家事、育児、介護における男性の一層の参画を進める必要がある。

統計・データから

自主活動に参加しないのは男女とも時間の余裕が1位。関心を高めたり、情報提供の工夫が課題・「時間に余裕がないから」が最も高く、次いで「関心がないから」、「情報がないから」の順である。性別では、「時間に余裕がないから」では大きな差がみられないが、女性は「情報がないから」が男性よりも高く、男性は「関心がないから」「個人で活動する方が好き」などの項目が女性よりも高い。(区民調査：概要版 P11)

防災分野では、女性の意見や視点を生かした施策の立案が求められている

・防災分野で重要なことについては、「避難所設備に女性の意見を反映させる」が最も高く、次いで「災害や防災に関する知識の習得を進める」「備蓄品に女性の視点を活かす」が過半数である。男女では、「防災現場への女性の配置」以外の項目で、男性よりも女性の方が高く、特に「避難所設備に女性の意見を反映」「備蓄品に女性の視点を活かす」は女性のポイントが高い。(区民調査：概要版 P15)

各会議体から出た意見

【庁内作業部会】

世田谷区は世帯の半分が単身者世帯で、特に高齢者の単身者の割合が多いため、それらの人に電子媒体を用いて情報を届け、地域に出てきてもらうなどの取組みを検討する必要がある。(女性活躍推進とワーク・ライフ・バランス関連作業部会)

世田谷区に転入して数年という女性が「区が、何をやっているのかわからず、どのように関わられるのかわからない。町会の誘いもない」と言っていたが、有能な大学生や地域に関わろうとする人材がいるにも関わらず、伝わっていない。(女性活躍推進とワーク・ライフ・バランス関連作業部会)

プランの中間評価（進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み）

防災・災害復興の分野への女性の参画促進

女性防災コーディネーターの育成及び活動を支援した。「せたがや女性防災コーディネーター養成研修」修了生による講習会を実施した。

地域防災計画において、女性やLGBT当事者など「多様性に配慮した女性の視点」を追加した。

【今後拡充すべき取組み】

・多様性に配慮した女性の視点に立ち、防災対策の推進を目的とした職員研修を実施する。

地域活動への参画支援

消費生活に関する出前講座を、区民講師を学校やPTA、地域の学習会、通所介護施設等に派遣して実施した。

【今後拡充すべき取組み】

・現役世代が地域活動に参加しやすいしくみづくりの充実を図る。
・現役世代が区民センターの運営協議会や町会に参加しやすいしくみづくりの充実を図る。

地域活動における女性リーダーの育成支援

町会・自治会長の女性割合状況調査を実施した。町会・自治会長の女性割合は、平成30年度は

11.8%、令和元年度は 13.3%に上昇した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・地域における女性リーダーの参画・育成を推進する。

男性の地域活動への参画支援

「男性のための健康教室」を実施した。前回に比べ回数・参加者数とも増加した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・現役世代が地域活動に参加しやすいしくみづくりの充実を図る。(再掲)

高齢者の社会参画の促進

高齢者の就業相談を実施した。高齢者のキャリアカウンセリングが大幅に増加した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・単身世帯の高齢者など、外出が少ない区民を地域につなげる取組みの充実を図る。(災害時等の支援を含む)

新規の取組み

- ・多様性に配慮した女性の視点に立ち、避難所運営組織等における防災研修を実施する。
- ・サードプレイス(家庭でも職場でもない「第三の居場所」)づくりに取り組む。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

近年は風水害や地震が頻発しており、防災に女性の視点を活かし、地域の安心・安全を高めていくことがますます重要になってくる。女性防災コーディネーターの育成・活用、住民の多様性にも配慮した防災・災害復興への取組み、地域活動における男女共同参画の推進のさらなる強化を図る必要がある。

(3) 基本目標 女性に対する暴力の根絶

基本目標 では、令和 8 年度の数値目標を「DV防止法の認知度」(60%)、「DVが 100%加害者に責任があり、許せないものであると考える人の割合」(80%)、「デートDV防止の出前講座実施校数」(中学校 10 校、高等学校 10 校) と設定している。

「DV防止法の認知度」は 30.7%で策定時比 3.6 ポイント減となり、目標達成には至っていない。DV防止法の名前は知っているが、その内容を知らない人の割合が増えていることから、引き続き、かつ、くり返し、啓発の取組みを進めていく必要がある。

「DVが 100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合」は 54.0%で策定時比 3.0 ポイント減少している。男女間の認識には違いがみられ、ギャップを埋めるような取組みを行っていく必要がある。

「デートDV防止の出前講座実施校数」は、令和元年度は高校 2 校のみ実施し、予定されていた区立中学校 7 校は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。しかし、デートDVについての啓発冊子は例年通り、区内の区立・私立・国立全中学校の 3 年生を対象に配布し、各校に活用を依頼することができている。コロナ禍における学校出前講座は今後も実施困難と見込まれているが、引き続き、若年層に向けた啓発を行っていく必要がある。

課題7 配偶者等からの暴力（DV）の防止

統計・データから

DV防止法の認知度をさらに高める啓発が課題

- ・DV防止法の認知度については、「法律名も内容も知っている」が30.7%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が55.9%であるが、時系列にみると、聞いたことがあるが内容を知らない人の割合が増えている。認知度を高め、理解を促す啓発が課題である。（区民調査 P135）

相談件数では、区市町村に寄せられる相談件数が増加

- ・東京都で受けている配偶者暴力の相談件数のうち、区市町村の合計は増加傾向にある。（資料：東京都生活文化局）
- ・区では平成29年度から「被害者のための相談」と「全般に関する相談を統合し、令和元年度には「女性のための悩み事・DV相談」として実施し、相談件数が大幅に増加している。また、平成30年度から実施しているDV相談専用ダイヤルの相談件数も増加傾向にある。（資料：世田谷区）

各会議体から出た意見

【庁内作業部会】

子どもを私立に通わせており、夫に経済的に依存をしているため、逃げられないという場合や、男性のDV被害者が一定数いる。（DV等暴力防止と被害者支援関連作業部会）

子育て世代のDVは、虐待に対する通報が法律で義務化されたこともあり、キャッチをしやすくなったが、単身女性のDVは本人が声をあげないとキャッチするのが難しい。（DV等暴力防止と被害者支援関連作業部会）

プランの中間評価（進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み）

暴力の未然防止と早期発見

DV防止・デートDV防止に関する各種啓発物を配布した。中学・高校に向けた出前講座を実施しており、令和元年度は、高校生を対象に学校出前講座を実施した。区立中学校は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためすべて中止となった。

【今後拡充すべき取組み】

- ・単身世帯の高齢者など、外出が少ない区民を地域につなげる取組みの充実を図る。（災害時等の支援を含む）

相談体制の充実

女性相談の実施、「女性のための悩みごと・DV相談」の相談時間帯を拡充した。また、DV相談専用ダイヤルを設置した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・男性のDV被害者相談を充実する。
- ・「女性のための悩みごと・DV相談」から被害者を着実に支援につなげるしくみを拡充する。

被害者の安全確保と体制整備

婦人相談員による配偶者等暴力相談を実施した（被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む）。また、配偶者暴力相談支援センターの機能整備の一環として、婦人相談員と関係機関との

連携を図り、DV被害者とその子どもなどの支援を行った。

【今後拡充すべき取組み】

- ・男性のDV被害者の安全確保の充実を図る。

新規の取組み

- ・DVや虐待に関する研修の充実を図り、相談窓口職員のスキルアップを図る。また、福祉の専門職との連携による専門性の向上を図る。
- ・シェルターやステップハウスの確保を検討する。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

DV防止法について聞いたことはあるが内容は知らない人の割合が増えており、DV防止法の内容への理解を促すための継続的な啓発が必要である。また、世田谷区ではDVの相談件数は増加傾向にあるが、夫に経済的に依存する「逃げないDV被害者」や男性の被害者が一定数見られる。子どもがいないDV被害者の発見と支援も課題である。

DV相談の対象者の拡充、被害者を早期に発見し、支援につなげるしくみの充実に取り組むとともに、相談員の専門性向上や関連機関との連携を強化していく。

統計・データから

緊急避難場所の整備とあらゆる暴力は犯罪であるとの認識の啓発が重要

- ・DVからの支援としては、「いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備」が6割弱と最も高く、次いで「家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発」が多く、具体的な仕組みと意識啓発の両面での防止策が求められている。(区民調査P145)

DV及び性暴力などあらゆる人権問題に対する対応の充実

- ・DV及び性暴力に関する人権問題に対する日本の対応について、「十分になされている」と「なされていない」の両者を合わせた《なされている》と、「あまりなされていない」と「なされていない」の両者を合わせた《なされていない》とを比較すると、全項目で《なされていない》の方が高くなり、「性犯罪・性暴力、ストーカー被害を起こさせないための対策」や「児童虐待に関する防止策」は《なされていない》が高い。(区民調査：概要版P13)

各会議体から出た意見

【男女共同参画推進部会】

サポートグループの参加者延べ人数が少ないことについて、「らぶらす」は実施形式を含めて課題であると認識している。(第1回)

【庁内作業部会】

職員の異動により、対応する職員のDVや性的虐待などの専門知識がないことが問題である。(DV等暴力防止と被害者支援関連作業部会)

公営住宅への入居の機会提供について、公募期間があり緊急的な対応が難しいといったことや、募集の段階でDV被害者かどうか分からない。(DV等暴力防止と被害者支援関連作業部会)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

被害者支援の充実

婦人相談員による配偶者等暴力相談を実施した(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)。また、配偶者暴力相談支援センターの機能整備の一環として、婦人相談員と関係機関との連携を図り、DV被害者とその子どもなどの支援を行った。

【今後拡充すべき取組み】

- ・DV被害者に対する同行支援を充実する。
- ・男性のDV被害者への支援を充実する。
- ・相談者に寄り添ったきめ細かい支援を行う。
- ・庁内関係各課や関係機関との連携を強化する。

被害者の中長期的支援(生活再建の支援)

関係各機関が連携し、DV被害者保護のための生活面での支援、子ども家庭支援センターによる子育て支援を行った。

【今後拡充すべき取組み】

- ・被害者の経済的自立を支援する。

被害者の子どもへの支援

子どもの人権擁護機関「せたホッと」相談・救済事業を実施した。相談内容に応じて関係機関との連携により対応した。

子どもの就学・転居への配慮として、子ども家庭支援センター、児童相談所、学校、他自治体と連携しながら、就学機会の確保に向けて随時相談・受付を実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・DV防止法の改正による、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携を強化し、面前DVへの対応を図る。

支援体制の充実と関係機関との連携強化

DV防止ネットワーク代表者会議と要保護児童支援協議会を一体的に開催した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・実際の支援にあたり、区と関係機関の状況共有のさらなる円滑化を図る。

高齢者、障害者の被害者への支援

庁内会議体を活用し、関係所管相互で情報を共有した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・関係機関・職員への情報提供・研修等を実施する。

男性、性的マイノリティの被害者への支援

性的マイノリティの相談、居場所事業を実施した。

男性のための専用相談を開設し、男性が相談しやすい相談事業の充実を図った。

【今後拡充すべき取組み】

- ・同性カップル間のDVへの相談体制を充実する。

新規の取組み

- ・DV被害者支援及びDV防止の取組みの強化に加え、性暴力・性犯罪被害者への支援に取り組む。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

DVおよび性暴力に関する人権問題への対応が「なされていない」と感じている区民が多く、DV被害者支援の現場では、サポートグループの充実、職員の専門性の向上、住宅支援などが課題となっている。

婦人相談員と関係機関や民間事業者等との連携により、DV被害者および被害者の子どもへの支援の充実、性暴力・性犯罪被害者への支援をしていく必要がある。

統計・データから

身体的暴力はDVであると認識されているが、男女間で認識の違い

- ・ドメスティック・バイオレンスについての考え方としては、身体的暴力は殆どの人がDVであるとの認識があり、男女でも違いがないものの、「100%加害者に責任があり、許せないものである」と「加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因の一端があると思う」の考え方については、男性で後者と回答した割合が高く、男女間の認識に違いがみられており、DVに対する理解の意識づくりが課題である。(区民調査：概要版 P10、区民調査 P137～P140)

ハラスメントの問題を見逃さない職場環境づくり

- ・事業所調査では、何らかのハラスメントが「問題になったことも実態としてもない」が5割を超えている。パワハラ対策が講じられている事業所は6割であり、対策が講じられている事業所ほど、ハラスメントが問題となったもしくは実態としてあると回答している。
- ・問題となったもしくは実態としてある事業所に聞いたハラスメントの種類は「パワーハラスメント」が8割、「セクシュアルハラスメント」が3割となっている。(企業調査：概要版 P18,19)

各会議体から出た意見

【男女共同参画推進部会】

DV や 殴る蹴る以外の、若い女性に人生上の困難を後々残してしまうような、性暴力やセクシュアルハラスメント、JK ビジネスや意に沿わない AV への出演のような間接的な暴力も場合によっては、基本目標と課題を整理し、施策の中に含める必要がある。(第3回)

企業内におけるセクハラなどは労働法上、使用者に責任があるが、フリーランスに対してのセクハラや、就活生に対してのセクハラや性暴力に対しての施策が必要である。(第3回)

プランの中間評価（進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み）

人権尊重と暴力防止の意識づくり

- ・区の各種メディアを通して情報発信する他、職員に対する人権研修を実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・情報発信のさらなる強化と研修内容の充実を図る。
- ・理由のいかに拠らず暴力は許されるものではないことについて、継続的に発信する。

学校における人権教育の推進

- ・生徒及び保護者への人権尊重教育に関する啓発物を配布した。
- ・教職員を対象とした人権教育推進に関わる研修を実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・若者世代への啓発事業を再検討する。オンラインなど新たな形態での啓発事業の実施や、青少年交流センターや児童館等での啓発機会を創出する。

性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり

- ・情報発信および研修の実施
- ・同性間、女性から男性へのDV/デートDVについて、啓発物を作成・配布した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・情報発信のさらなる強化と研修内容の充実を図る。

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

- ・相談事業を実施した他、啓発物等により情報を発信した。
- ・パワーハラスメント防止措置の義務化に関して周知した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・ハラスメントの防止に向けて、区内大学、企業等に働きかける。
- ・マタハラ、SOGIハラなど多様なハラスメントの防止に向けて情報を提供する。

新規の取組み

- ・性犯罪・性暴力対策の集中強化期間（令和2年度～4年度）に対応した取組みを実施する。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

DVやハラスメントに関して、男女間の認識の違い、パワーハラスメント対策に対する意識の違いに着目した啓発への取組みが必要である。

また、性犯罪・性暴力対策の集中強化期間（令和2年度～4年度）への対応、事業所に対して法改正に伴うハラスメント防止措置の義務化に関する情報提供など、国の動きに応じた施策を強化していく必要がある。

(4) 基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

基本目標 では、令和8年度の数値目標を「がん検診の受診率」(現状以上)、「ひとり親家庭の養育費相談の実施」(現状以上)、「性的マイノリティという言葉の認知度」(90%以上)と設定している。

「がん検診の受診率」は、令和元年度は子宮がん 21.6%、乳がん 21.6%と策定時よりいずれも低下し、目標達成には至っていない。今後は「健康せたがやプラン」の見直しに合わせ、数値目標を設定していく必要がある。

「ひとり親家庭の養育費相談の実施」は令和元年度は6回と、策定時比3回減少している。減少の背景には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による相談会の回数減が考えられる。今後は、状況に応じて開催方法の工夫などにより、引き続き、取組みを進めていくことが必要である。また、事実上のひとり親への支援の充実なども求められている。

「性的マイノリティという言葉の認知度」は88.8%で、プラン策定時比18.8ポイント増加しており、中間評価の段階では目標達成には至っていないが、順調に伸びている。引き続き、取組みを進めることが必要である。

統計・データから

合計特殊出生率は横ばい

- ・世田谷区の合計特殊出生率は、全国、東京都と同様に「1」を上回り、同等に推移している。平成 27(2015)年をピークに出生数は漸減し、合計特殊出生率は横ばいである。(参考：データでみるせたがやの健康 2019)

子宮頸がん、乳がんの検診受診率は伸び悩んでいる

- ・世田谷区の子宮がん、乳がんの検診受診率は、東京都と比較して上回っている。平成 21(2009)年度から女性のがん検診無料事業を実施したこと等により、乳がん・子宮がん共に受診率が 10%前後からほぼ 2 倍に上昇したが、平成 27(2015)年度をピークに受診率は伸び悩んでいる。(参考：データでみるせたがやの健康 2019)

自殺死亡率は、女性より男性の方が高い

- ・区の平成 30(2018)年の自殺者数は 98 人(男性 68 人、女性 30 人)であり、平成 25(2013)年の自殺者より 57 人(男性 26 人、女性 31 人)減少した。全国や東京都に比べ自殺死亡率(人口 10 万対)は低いが、年代別にみると、全国と東京都と比較して 30~39 歳、50~59 歳の自殺死亡割合が多い。(参考：データでみるせたがやの健康 2019)

各会議体から出た意見

【庁内作業部会】

出産に家族が立ち会えなかったり、里帰りもしにくかったりする状況が続き、身内に頼れない状況での出産が増えているが、母子の支援をコロナで手厚く出来なくなっている。(男女及び多様な性と人権尊重関連作業部会)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

疾病予防、健康づくりの推進

思春期のところと身体の変化について、正しい知識の普及啓発を実施した。更年期障害等に関する情報発信を、健康教室や出前講座等を通じて行った。がん相談(電話相談)を拡大、がん情報コーナーでの一次相談を実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・子宮がん、乳がん検診率の向上を図る。

こころの健康対策

相談事業の充実及び講座等を実施し、自殺対策基本方針を策定した。多職種チームによる訪問支援事業による困難事例への支援を強化した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・自殺予防対策を推進する。
- ・相談や支援にアクセスしやすい環境、連携体制の充実を図る。

母子の健康支援

非課税世帯への保健指導票の送付、不妊治療費の助成を行った。保健師による電話・面接・訪問による相談を行った。

妊婦健康診査を実施した。

妊娠期・乳幼児期からの母子の支援や食事の相談を行った。

両親学級を実施した。休日開催も実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・新しい生活様式に則った検診を充実する。

年代に応じた性教育の普及

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、若い世代向けの情報提供パンフレットの作成を検討している。

【今後拡充すべき取組み】

- ・学校に対し、計画的に保健師等を派遣する。(新型コロナウイルスの影響により実施校減少)

新規の取組み

- ・発達段階を踏まえた性に関する教育の実施内容を検討する。保護者に対する性に関する教育を周知する。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

合計特殊出生率は横ばい、子宮がん、乳がん検診の受診率は伸び悩んでいる、自殺死亡率は女性より男性の方が高いなど、性差に応じたところと身体健康支援に取り組む必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式に沿った健康支援のあり方を模索する必要がある。

統計・データから

ひとり親世帯のうち、約 9 割が母子世帯

- ・世田谷区のひとり親世帯は増加傾向にあり、平成 27 年の世田谷区のひとり親世帯は 3,036 世帯で、うち母子家庭が約 9 割を占めている。(国勢調査)

母子世帯の被保護世帯数は減少傾向

- ・世田谷区の生活保護世帯数、人員数はともに増加傾向にあるが、母子世帯の被保護世帯数は減少傾向にある。(世田谷区の統計)

各会議体から出た意見

【庁内作業部会】

離婚が成立していないが事実上ひとり親という人への支援施策が薄いといった意見や、養育費を世田谷区の場合は 4 割程度の方がもらっているが、履行確保に問題があるといった意見が出た。(男女及び多様な性と人権尊重関連作業部会)

【男女共同参画推進部会】

現行計画ではひとり親のことに言及をしているが、貧困の問題が出てきていない。コロナにより更に厳しい状況に追い込まれている女性の貧困に対応をした計画の調整が必要でないか。(第 3 回)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

ひとり親家庭への相談・情報提供の充実

シングルマザーのための支援講座や居場所事業等を実施した。シングルマザー応援フェスタは平成 30 年度は 400 人を超える参加者があったが、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い中止した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・事実上のひとり親(離婚は成立していないがDVで避難しているなど)を対象に含める。
- ・母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付などを組み合わせた支援を行う。
- ・ひとり親家庭が利用できる事業を周知し、関係機関との情報共有・連携を図り必要な世帯の利用につなげる。

ひとり親家庭の親への就労支援

ひとり親家庭実態調査に基づき、実態を把握した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業等の周知の充実を図る。

ひとり親家庭への生活支援

ひとり親等家事援助ホームヘルパーの訪問について、利用時間、利用回数、利用世帯が増えた。母子生活支援施設への入居者が増加した。

相談者、手当申請者等に対する利用可能な制度の案内を実施し、制度の利用拡大に努めた。

【今後拡充すべき取組み】

- ・養育費相談会の充実を図り、参加者数の増加をめざす。

- ・母子生活支援施設の多機能化と質の維持・向上を図る。
- ・母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付などを組み合わせた支援を行う。(再掲)

ひとり親家庭の子どもへの支援

ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業で、中学生に対し従来の学習支援とともに進学相談等の支援を強化した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・事実上のひとり親を対象にした事業を実施する。
- ・面会交流支援の充実を図る。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

区では、ひとり親家庭の約9割が母子家庭であるが、離婚が成立していないものの、事実上ひとり親となっている家庭への支援策は薄く、ひとり親家庭を取り巻く問題は貧困をはじめ多様化、複雑化しており、それらへの適切な対応が課題となっている。

事実上のひとり親に対する支援の充実や、コロナ禍によりさらに厳しい状況に追い込まれているひとり親家庭の孤立や貧困化等への対応を強化する必要がある。

調査・データから

性的マイノリティという言葉の認知と人権施策の必要性

- ・「性的マイノリティ」という言葉への認知は、「知っている」が 88.8%にのぼっている。(区民調査：概要版 P15)
- ・「性的マイノリティへの人権施策の必要性」は、「必要だと思う」が 74.6%となっている。(区民調査：概要版 P 16)

性の多様性に関する条例の認知度と区内企業の具体的な取組み

- ・「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の認知度(「条例も大まかな内容も知っている」)は、区民意識・実態調査では 3.1%であるが、区内企業調査では 19.2%であり、浸透度に違いがみられる。(区民調査：概要版 P 17、企業調査：概要版 P 21)
- ・性的マイノリティへの配慮については「性別に応じた制服や服装規定などの廃止」、「採用、評価に対する公正さの徹底」の割合が高くなっている。(企業調査：概要版 P 21)

各会議体から出た意見

【庁内作業部会】

多様な家族に対しての施策が現在のプランにはなく、施策を盛り込む必要がある。(男女及び多様な性の人権尊重関連作業部会)

【男女共同参画推進部会】

インターセクショナルリティについて、平時から複合的な困難のある人たちや困難が集中する災害時などの議論が必要だと意見が出た。(第 4 回)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

就労・災害時等における性的マイノリティへの支援

地域防災計画に性的マイノリティを含む「多様性に配慮した女性の視点」を位置づけた。

【今後拡充すべき取組み】

- ・性的少数者への理解促進と、性的少数者支援施策の促進を図る。
- ・性的マイノリティの相談・居場所事業を充実する。

性的マイノリティへの理解の促進

性的マイノリティ理解講座等の開催、広報誌、HP などによる周知啓発を行った。

学校では、教材の作成と人権尊重教育推進校での実践、標準服、カジュアルデーの実施などに取り組んだ。

セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座(基礎編・応用編)を実施した。

区職員を対象とした事業では、人権研修、教職員を対象とした人権教育推進に関わる研修を実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・性的少数者への理解促進と、性的少数者支援施策の促進を図る。
- ・各所管が、すべての人が尊厳をもって生きられる社会の構築に向けての意識をもって取組みを進める。

同性パートナーシップに関する取組み

世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みは、事業開始後 20 件台であったが、令和元年度は 30 件となった。

事業開始 5 年の節目にあたり、当事者団体との共催により、区役所第 3 庁舎 1 階でパートナーシップ宣誓パネル展を実施した。

居住支援課とトラストまちづくりの「お部屋探しサポート」の利用対象者に「同性パートナー」を追加した。

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金相当支給の対象とした。

【今後拡充すべき取組み】

- ・同性カップルを対象とした区民サービスを充実する。

性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備

セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談 & 交流スペースを実施した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・相談・居場所事業の継続と周知の充実を図る。

区職員・教育分野等における理解促進

基礎的な理解に加え、学校現場における具体的な対応、児童・生徒への理解について教員研修で啓発を行った。

区職員対象の研修、および教員研修で S E T A G A Y A A l l y バッジを教職員に配布し、相談しやすい状況づくりを行った。

【今後拡充すべき取組み】

- ・性的少数者への理解促進と、性的少数者支援施策の促進を図る。

新規の取組み

- ・経営者、人事労務担当者向けに、性的マイノリティ理解のための講座を実施する。
- ・多様な形の家族を支援する。
- ・東京都の養育里親制度の普及と利用を促進する。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

区民調査では性的マイノリティという言葉の認知度は高いが、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の認知度は、区民調査と企業調査の間で、浸透度に違いが見られる。

性的マイノリティへのさらなる理解促進をはかるとともに、性的マイノリティの人権施策、多様な家族に対する施策の充実が必要である。

(5) 推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策 1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の強化

調査・データから

男女共同参画センター「らぶらす」について

- ・らぶらすの認知度は、「利用したことがある」が 2.4%、「知っているが利用したことがない」が 14.6%、「知らない」が 81.9%となっている。(区民調査：概要版 P12)
- ・認知度は、女性は過年度比較で高まっているが、男性は変わらない。利用状況は女性では 40 代以上高くなっているが、それ以下の年代の女性と男性の利用割合は低い。(区民調査 P162、163)
- ・らぶらすを中心とした区の事業展開は、「女性の就業支援」、「男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業」、「最新の社会問題を扱う事業」の割合が高く、経年でも変化は少ない。(区民調査：概要版 P12)

各会議体から出た意見

【庁内作業部会】

らぶらすは地域で活動している人たちとつながって、広報周知、PR などの支援から始めて、一緒に地域の大事な活動を行う必要がある。

啓発は必要だが、「つなぐ」という役割が大切。活動している人と交流することで、敷居の高さを解消していく。男女共同参画の観点から地域コミュニティをつなぐ力が求められる。(推進体制の整備強化作業部会)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」機能拡充

女性の悩みごと・DV相談を開設・拡大した。また、LINE相談の開設を予定している。調査研究機能の整備では、「DV等電話相談事業の意義と役割」をまとめ、研修を実施した。

【今後拡充すべき取組み】

・庁内の専門相談窓口や民間の相談事業等と連携し、困っている人を支援につなげる。

区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携

総合相談リーフレット、男性電話相談カード、Twitter や Facebook、メールマガジン等の活用により、情報発信を行った。

災害対策課、平和資料館、区内大学との連携を進め、地域の取組みの支援、意識啓発を推進した。

【今後拡充すべき取組み】

・おでかけひろば等とのタイアップ、団体をつないで協働で事業を実施するなど、「地域に開かれたらぶらす」づくりの充実を図る。

区民の主体的な活動拠点としての充実

Twitter、Facebook の活用により、区民の主体的活動に関する情報発信を行った。

【今後拡充すべき取組み】

- ・「地域共生社会」の考え方に基づき、男女共同参画推進の拠点施設としての役割を拡充する。
- ・多様な交流の進む施設づくり、地域との良好な連携関係の構築など、「地域に開かれたらぶらす」づくりにさらに進める。

新規の取組み

- ・DV防止・DV被害者支援等については、らぶらす、配偶者暴力相談支援センターや子ども家庭支援センターなどで役割分担し、連携を図る。
- ・男女共同参画分野における市民活動の中間支援組織として、らぶらすの機能の充実を検討する。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

男女共同参画センター“らぶらす”の認知度は約2割で、40代以上の女性の利用状況は高いが、それ以下の年代と男性の利用割合は低い。

らぶらすが男女共同参画を推進する取組みを通じて地域の活動団体をつなぐとともに、困っている人を支援につないでいくための中間支援組織としての役割を担うなど、地域共生社会の考え方に基づく事業展開を強化していく必要がある。

方策 2 区職員の男女共同参画推進

統計・データから

区の管理監督職に占める女性の割合は増加傾向にある

- ・区の管理監督職に占める女性の割合はプラン策定時から増えている。プランの目標数値は37%としているが、令和2年度に改定した女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画では目標数値を40%に設定し、令和2年度4月1日現在38.1%と順調である。(区職員・教職員の男女共同参画推進作業部会記録から)

各会議体から出た意見

【庁内作業部会】

女性に限らず管理職への昇進意欲が増えているわけではないので、受験勧奨が必要である。

正確な数字は取れていないが、男性に比べて女性のほうが主任になってから係長になるまでの年数が長いという意見も出た。(区職員・教職員の男女共同参画推進作業部会)

プランの中間評価(進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み)

区職員・教職員の男女平等意識の向上

父母欄調査・性別欄調査を実施したことで、「何のために必要なのか」を職員が考えるきっかけとなった。

「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を新たに策定し、ハラスメント苦情・相談担当として課長級に加えて係長級を増員した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・区職員、区立学校教員に対し、「職場のハラスメント」の防止に関わる研修を充実する。

庁内の管理監督的立場への女性の登用

女性の管理監督職への任用状況を把握し、昇任選考試験の受験勧奨を行った。

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、管理監督的立場における女性職員の割合に関する目標を設定した。

女性の教育長を登用した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・ロールモデルの紹介、採用4年目・主任4年目・主任9年目職員のキャリアアップ研修を充実する。
- ・女性の管理監督職育成に向けて、さらなる取組みの充実に努める。

区職員の仕事と生活の両立支援

令和元年7月から超過勤務の上限時間等のルールを定めた「新たな超過勤務ルール」を本実施した。

令和2年3月に子育てに関わる休暇制度や育児休業手当金等の共済組合の制度をまとめた「両立支援ハンドブック 子育てと仕事の両立編」を発行した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・勤務時間の適正管理を通じて、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進に取り組む。
- ・男性職員の育児休業の取得促進に取り組む。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

区は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画で管理監督職に占める女性の割合を40%に設定し、その結果、現在は38.1%とプラン策定時の数値目標を達成している。調整計画の策定にあたっては、数値目標を特定事業主行動計画の数値目標に上方修正し、引き続き取り組む必要がある。

また、区職員の仕事と生活の両立支援では、勤務時間の適正管理のほか、男性職員の育児休業の取得促進など、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に一層取り組んでいく必要がある。

統計・データから

条例やパートナーシップ宣誓等、区施策の周知と浸透が課題

- ・「パートナーシップの宣誓」の認知度（内容は知らないが聞いたことがあるも含む）は、63.0%である。（区民調査：概要版 P17）

男女共同参画社会の実現に向けた多様な分野での施策の推進

- ・「育児・保育施設の充実」が48.2%と最も高く、次いで「学校で平等意識を育てる教育の充実」が32.3%、「あらゆる分野における女性の積極的な登用」が30.5%である。
- ・女性は「あらゆる分野における女性の積極的な登用」「高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実」、男性は「男女平等への理解を深めるための学習機会の促進」の割合が高い。（区民調査：概要版 P13）

コロナ禍において、今後も男女共同参画の視点からの施策が急務

- ・コロナ禍において、今後の男女共同参画を推進する取組みに関して行政に期待することは、「助成金や補助金の支給」が最も高く、「法改正などの情報提供」、「保育サービスの拡充・多様化」が共に4割弱、「他社の取組み事例の提供」が約3割となっている。（企業調査：概要版 P23）

各会議体から出た意見

【庁内作業部会】

らぶらすは団体を横につないで一緒に何かをすることが必要で、NPOや社会福祉法人、一般社団法人等と協働しながら、子育てはじめさまざまな分野で活動していくことが男女共同参画には必要である。（推進体制の整備強化作業部会）

プランの中間評価（進捗状況が良好な取組みと今後拡充すべき取組み）

国や都との連携強化

パートナーシップ宣誓導入検討自治体への情報提供を行った。また、パートナーシップ宣誓を実施している自治体とは意見交換等を行った。

【今後拡充すべき取組み】

- ・パートナーシップ宣誓導入検討自治体間において、連携を強化する。

男女共同参画に関わるNPOの育成

庁内におけるNPO等市民活動団体との連携や協力、事業委託等の「協働実態調査」を実施し、NPO等市民活動団体との協働の推進について共有を図った。

【今後拡充すべき取組み】

- ・NPO法人以外の団体（一般社団法人など）への支援の充実を図る。

NPO等との連携・協働の推進

庁内におけるNPO等市民活動団体との連携や協力、事業委託等の「協働実態調査」を実施し、NPO等市民活動団体との協働の推進について共有を図った。

【今後拡充すべき取組み】

- ・市民活動支援事業を活用し、NPO等との連携・協働を推進する。

フォローアップ体制整備の検討

男女共同参画・多文化共生推進審議会における計画の進行管理を実施した。

条例に基づき「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」を設置した。

【今後拡充すべき取組み】

- ・ 審議会・部会意見も活用し、事業を見直す。
- ・ 「第二次男女共同参画プラン調整計画」策定に向けて「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」を活用する。

今後拡充すべき取組み・新規の取組み

- ・ 男女共同参画プランにおいても「地域共生」の考え方を強く打ち出す。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性

引き続き、パートナーシップ宣誓導入自治体や導入検討自治体間との連携を図る。

また、地域共生の考え方を強く打ち出し、NPO等とのさらなる連携をはかる必要がある。

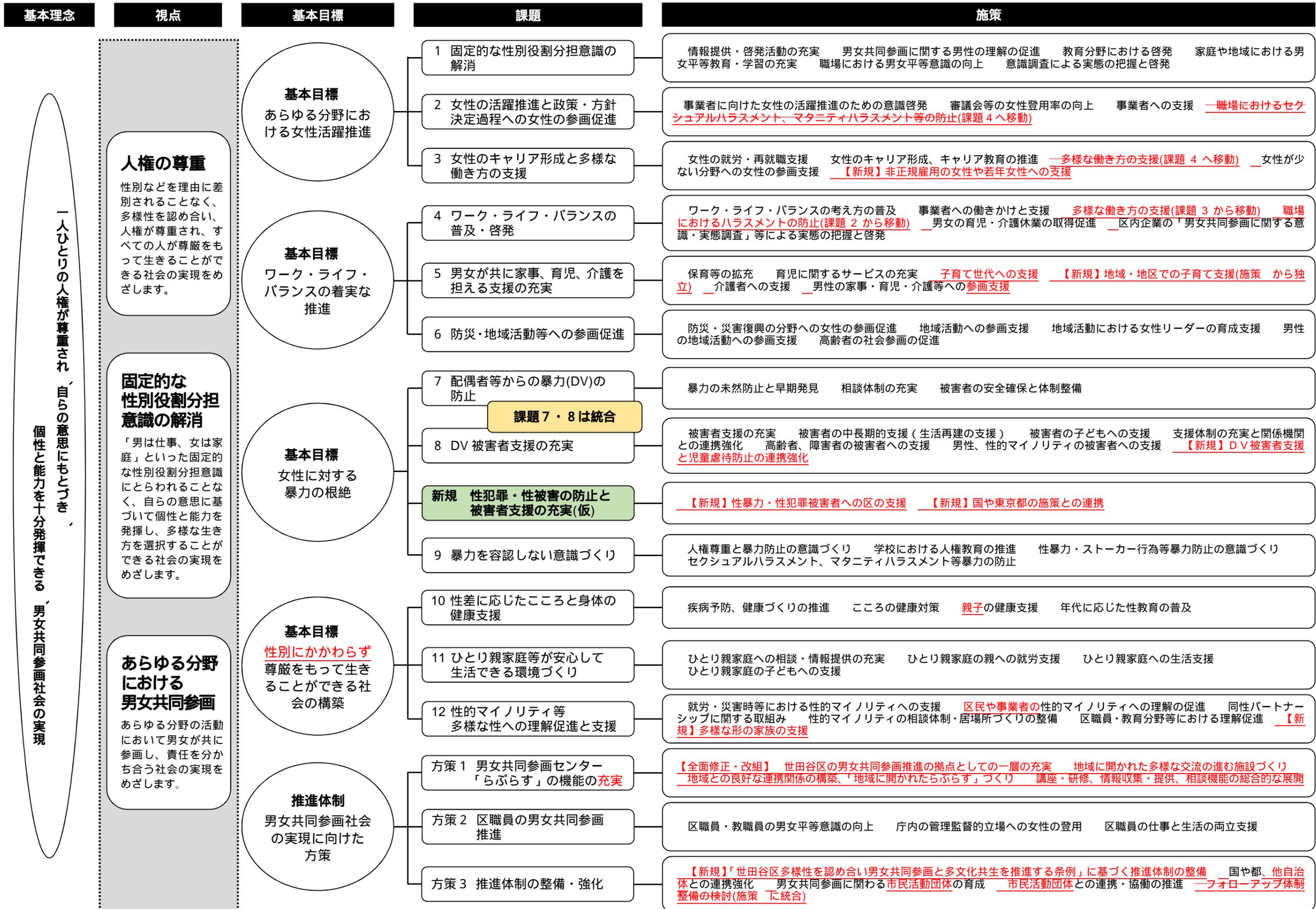
数値目標の達成に向けて、審議会・部会の意見、意識・実態調査を活用しながらフォローアップしていくことが必要である。

4 用語解説

第5次男女共同参画基本計画の本文に掲載されている用語のなかから世田谷区の現プランに掲載されていない言葉をピックアップし、解説を加えた。なお、解説にあたって参照した資料を付記した。

用語	解説
「2020年30%」目標	平成15年に男女共同参画推進本部にて決定された、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標です。 【参照】男女共同参画局 HP https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/index.html
AYA世代	Adolescent and Young Adult の頭文字をとった言葉で、学業や就職、恋愛、結婚、出産など、様々なライフイベントが集中する思春期（15歳～）から30歳代までの世代を指しています。 【参照】国立研究開発法人 国立がん研究センターがん対策情報センターHP https://ganjoho.jp/public/dia_tre/diagnosis/aya.html
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）	「無意識のバイアス - Unconscious Bias -」とは、誰もが潜在的に持っているバイアス（偏見）のことです。育つ環境や所属する集団のなかで知らず知らずのうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていきます。 【参照】男女共同参画学協会連絡会 「無意識のバイアス - Unconscious Bias -を知っていますか？」
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、「幸福」と翻訳されることも多い言葉です。世界保健機関（WHO）憲章の前文では、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（well-being）」にあることとしています。 【参照】公益社団法人 日本WHO協会 HP https://japan-who.or.jp/about/who-what/charter/
EBPM（エビデンス・ポリシー・メイキング、エビデンスに基づく政策立案）	政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するものとされます。 【参照】内閣府 HP https://www.cao.go.jp/others/ki-chou/ebpm/ebpm.html
クオータ制	性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法で、「候補者割当制」「議席割当制」と訳されます。ポジティブ・アクションのうち、もっとも強制力が強く、実効性が高い施策です。 【参照】内閣府 HP https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/index.html 日本学術会議 「社会と学術における男女共同参画の実現を目指して 2030年に向けた課題」
持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）	「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。目標5で、「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げられています。 【参照】外務省 HP https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html
ジェンダー主流化	法律、政策、事業など、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組みが及ぼしうる女性と男性への異なる影響を精査するプロセスです。それは、政治、経済、社会の領域のすべての政策と事業の策定、実施、モニタリング、評価を含むすべてのプロセスに、女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が持続しないようにするための戦略です。 【参照】内閣府 HP https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2018/201806/201806_07.html

用語	説明
ジェンダー統計	<p>社会的・文化的に形成された男女の生活や意識における偏り、格差、差別を明らかにする統計のことを指します。</p> <p>【参照】公益財団法人日本女性学習財団 HP https://www.jawe2011.jp/cgi/keyword/keyword.cgi?num=n000033&mode=detail&catlist=1&onlist=1&alphalist=1&shlist=1</p>
society5.0	<p>サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のことを指します。</p> <p>狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されました。</p> <p>【参照】内閣府 HP https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/</p>
ディープフェイクポルノ（フェイクポルノ）	<p>AI（人工知能）の深層学習を意味する「ディープラーニング」と、偽物を意味する「フェイク」を掛け合わせた造語。AI 技術を応用して著名人などの顔を既存の動画に合成する技術、または作成された静止画や動画を指す。中でも著名人などの顔を既存のアダルト動画と合成したものは「フェイクポルノ」と呼ばれています。</p> <p>【参照】大塚商会 HP https://www.otsuka-shokai.co.jp/words/deep-fake.html</p>
デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）	<p>データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することです。</p> <p>【参照】経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX 推進ガイドライン）Ver.1.0」</p>
フリーランス	<p>実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る人を指します。</p> <p>【参照】内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」</p>
プレコンセプションケア	<p>将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことです。</p> <p>【参照】国立研究開発法人 国立成育医療研究センターHP https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/index.html</p>



令和 3 年 6 月 2 日

第 1 回男女共同参画
推進部会 資料

(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画 サブタイトル案

1	多様性を認め合うせたがやプラン
2	自分らしく暮らせる世田谷をめざして
3	みんなが互いを認め合い、地域でともに生きる世田谷をめざして
4	多様な生き方を認め合い、地域でともに生きる世田谷をめざして
5	みんなでつくる、みんなのための社会の実現へ
6	ありたい自分でいよう。私たちの社会の実現へ

(参考) 都内自治体のサブタイトル

基本理念やビジョン等をサブタイトルのように用いている自治体もある。

区市町村	計画名(サブタイトル・愛称にマーカー)	計画期間
港区	第 4 次港区男女平等参画行動計画 みんなで進めよう 男女平等	H27 ~ H32
新宿区	新宿区第三次男女共同参画推進計画 誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿(計画ビジョン)	H30 ~ H35
台東区	台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン 21」	R2 ~ R6
江東区	男女共同参画 KOTO プラン - 改定版 - (第 6 次江東区男女共同参画行動計画)	H28 ~ R2
品川区	マイセルフ品川プラン~誰もが自分らしく~(男女共同参画のための品川区行動計画第 5 次 等)	R1 ~ R10
大田区	第 8 期大田区男女共同参画推進プラン 誰もが認め合い、笑顔つながるまち おおた ~おおたの男女共同参画社会をめざして~(基本理念)	H28 ~ H32
渋谷区	男女平等・多様性社会推進行動計画 -誰もが平等にいきいきとくらす渋谷をめざして-(目標)	H28 ~ H32

区市町村	計画名（サブタイトル・愛称にマーカー）	計画期間
杉並区	杉並区男女共同参画行動計画 わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め支えあ い いきいきと輝けるまち すぎなみ（基本理念）	H30～R3
豊島区	第4次豊島区男女共同参画推進行動計画、第2次豊島区配偶者等暴力防止基本計画及 び豊島区女性活躍推進計画（としま男女共同参画推進プラン）	H29～H33(R3)
北区	北区男女共同参画行動計画 「第6次アゼリアプラン」	H27～H31
板橋区	男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン 2020	H28～R2
八王子市	男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019 改定版	H31～R5
武蔵野市	武蔵野市第四次男女平等推進計画 すべての人が互いに人権を尊重し性別等にかかわ りなくいきいきと暮らせるまちづくり（将来像）	R1～R5
三鷹市	男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第2次改定）	R1～R4
府中市	第6次府中市男女共同参画計画～男女がともに参画するまち府中プラン～	R2～R6
町田市	一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第4次町田市男女平等推進計画）	H29～H33(R3)
小平市	第三次小平市男女共同参画推進計画 小平アクティブプラン 21	H29～R3
日野市	第3次日野市男女平等行動計画～多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊 かな社会をめざして～（基本理念）	H28～H32
東村山市	東村山市第3次男女共同参画基本計画～一人ひとりが生き生きと輝ける社会「東村山 あったかネットワーク」を目指して～（基本理念を受けて設定したテーマ）	H29～R4
国立市	国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画～自分らしくいきいきと暮らすことの できる社会をめざして～（基本理念）	H28～H35
福生市	福生市男女共同参画行動計画～あらゆる男女の人権が尊重される社会づくり～ （基本理念）	H28～R2
狛江市	狛江市男女共同参画推進計画・狛江市配偶者暴力対策基本計画・狛江市女性活躍推進 計画～誰もがともに認め合い、個人として尊重され、自分らしい生き方ができるま ちを目指して～（基本理念）	R2～R6
東久留米市	東久留米市第3次男女平等推進プラン 新たな舞台で男女が参画 男女が活躍 ともに 認め合い ともに暮らしをつくるまち東久留米市（基本理念）	H29～R4
武蔵村山市	武蔵村山市第四次男女共同参画計画-ゆーあいプラン-	R2～R6
多摩市	多摩市女と男がともに生きる行動計画 男女平等と自立に支えられた男女共同参画社 会の実現に向けて（基本理念）	H23～R2(中間見 直し：H28～R2)
稲城市	稲城市男女共同参画計画「男女平等推進いなぎプラン」	H28～H37(R7)
あきる野市	あきる野市男女共同参画計画 第4次あきる野男女共同参画プラン	H29～R3
瑞穂町	第5次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画～一人ひとりが共につくる地域社会をめ ざして～（基本理念）	R2～R6
日の出町	日の出町男女共同参画行動計画-思いやりのある町ひのでいきいきプラン-	H18～R2

（出典：各自治体ホームページ）

調整計画の数値目標（案）

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

数値目標の見直しの考え方

- ・数値目標1、3は直近の実績が現行プランの目標に達していないため、現計画の目標値を継続する。
- ・数値目標2は直近の実績が現行プランの目標をわずかに上回り、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画では40%と設定しているため、上方修正する。

新規に追加する数値目標の考え方

- ・Aは、企業調査の結果から一般事業主行動計画の策定が女性活躍の推進に効果があることが認められ、女性活躍の推進状況を測る指標のひとつとして有効と考えられるため。

【数値目標】青字は新規指標の提案

	指標	現行プラン		調整プラン	
		実績	目標 (平成28年度)	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	35%以上	令和2年度 4月1日現在 33.8%	35%以上
2	庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	37%	令和2年度 4月1日現在 38.1% (管理職:20.2%)	40%以上 (管理職: %)
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	85%	(参考数値) 令和2年度 81.5%	85%
A	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数	-	-	令和3年 (5月18日時点)524件	令和8年度 件

【指標の定義】青字は新規指標の提案

- 1 地方自治法第202条の3に定める審議会、地方自治法第180条の5に定める審議会、その他の審議会等に占める女性委員を合計した割合
- 2 世田谷区の管理監督的立場における女性職員の割合（管理職を追加）
- 3 「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」で、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」と回答した人を合計した割合
- A 厚生労働省「一般事業主行動計画公表サイト」に掲載されている区内事業所の件数
https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba//search_int.php

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

数値目標の見直しの考え方

- ・数値目標4、5、6のいずれも、直近の実績が現行プランの目標に達していないため、現計画の目標値を継続する。

新規に追加する数値目標の考え方

- ・Bは、経年変化を見ることで、育児への男性の参加率を測る指標のひとつとして有効と考えられるため。
- ・Cは、経年変化を見ることで、ワーク・ライフ・バランスの取り組み状況の伸びを測る指標のひとつとして有効と考えられるため。

【数値目標】青字は新規指標の提案

	指標	現行プラン		調整プラン	
		実績	目標 (平成28年度)	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの認知度	平成27年度 45.3%	80%	令和2年度 40.7%	80%以上
5	仕事と家庭生活をとも に優先している人の割合	平成26年度 24.1%	35%	令和元年度 24.4%	35%
6	町会・自治会長にお ける女性の割合	平成28年度 8.6%	20%	令和2年度 4月1日現在 13.3%	20%
B	両親学級・ふれパパ ママ講座における男 性の参加人数・参加 率	-	-	令和元年度 平日 2,117人 (32.8%) 休日 2,709人 (49.6%)	令和8年度 平日 人 (%) 休日 人 (%)
C	ワーク・ライフ・バラ ンスに「既に十分に 取り組んでいる」と 考えている事業所の 割合	-	-	令和2年度 14.8%	令和8年度 . %

【指標の定義】青字は新規指標の提案

- 4 …… 「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」で、ポジティブ・アクションについて「内容を含め良く知っている」と「内容をある程度知っている」と回答した事業所を合計した割合
- 5 …… 「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」で、ワーク・ライフ・バランスの現実として「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した人の割合
- 6 …… 当該年度の区内の町会・自治会長における女性の割合
- B …… 両親学級・ふれパパママ講座における男性の参加人数とその割合
- C …… 「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」で、ワーク・ライフ・バランスへの取組みの現状として「既に十分に取組んでいる」と回答した事業所の割合

基本目標 女性に対する暴力の根絶

数値目標の見直しの考え方

- ・数値目標 7、8、9 は、直近の実績が現行プランの目標に達していないため、現計画の目標値を継続する（数値目標 9 の直近の実績が大幅に下がった背景には、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした休校措置の影響がある）。

新規に追加する数値目標の考え方

- ・D は、区職員の DV に対する理解促進に対する取組みの成果を測る指標のひとつとして有効と考えられるため。
- ・E は、労働施策総合推進法の改正によるパワーハラスメント防止対策の義務化の浸透度を測る指標のひとつとして有効と考えられるため。

【数値目標】青字は新規指標の提案

	指標	現行プラン		調整プラン	
		実績	目標 (平成28年度)	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	60%	(参考数値) 令和2年度 29.3%	60%
8	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	80%	(参考数値) 令和2年度 65.5%	80%
9	デートDVの出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	中学校：10校 高等学校：10校	令和元年度 中学校：0校 高等学校：2校	中学校：10校 高等学校：10校
D	区職員へのDV防止研修の実施回数・参加人数	-	-	令和2年 実施回数：1回 参加人数：40人	令和8年 実施回数： 回 参加人数： 人
E	パワーハラスメント防止対策義務化の認知度	-	-	令和2年 57.9%	令和8年 . %

【指標の定義】青字は新規指標の提案

- 7 ……「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」で、DV防止法について「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合
- 8 ……「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」で、DVについて「100%加害者に責任があり、許せないものである」と回答した人の割合
- 9 ……当該年度に区内の中学校・高等学校でデートDVに関する出前講座を実施した学校数
- D ……研修担当課との共催により、区職員にDV防止研修を実施した回数、参加人数
- E ……「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」で、労働施策総合推進法の改正により職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務化されたことについて「法律も内容も知っている」と回答した事業所の割合
令和2年6月1日から義務化

基本目標 性別にかかわらず尊厳をもって生きることができる社会の構築

数値目標の見直しの考え方

- ・数値目標 10 は、「健康せたがやプラン」の見直しに合わせて設定する。
- ・数値目標 11 は、DV 等暴力防止と被害者支援関連作業部会において、相談回数よりも利用者数の方が大事であるとの意見があったため、利用者数を追加する。
- ・数値目標 12 は、直近の実績が現行プランの目標に達していないため、現計画の目標値を継続する。

新規に追加する数値目標の考え方

- ・F は、令和元年度に実施した区民調査、令和 2 年度に実施した企業調査から「パートナーシップ宣誓」の認知度をたずねる項目が加わり、区民や企業への浸透度を測る指標のひとつとして有効と考えられるため。
- ・G は、令和元年度に実施した区民調査、令和 2 年度に実施した企業調査から「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の認知度をたずねる項目が加わり、区民や企業への浸透度を測る指標のひとつとして有効と考えられるため。

【数値目標】青字は新規指標の提案

	指標	現行プラン		調整プラン	
		実績	目標 (平成28年度)	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	現状以上	令和元年度 子宮がん 20.5% 乳がん 20.7% 令和2年6月時点の 暫定値	「健康せたがやプラン」の見直しに合わせて設定
11	ひとり親家庭の養育費相談の実施	平成28年度 9回	現状以上	令和元年度 6回 利用者数41人	現状以上
12	「性的マイノリティ」という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	90%以上	(参考数値) 令和2年度 74.9%	90%以上

	指標	現行プラン		調整プラン	
		実績	目標 (平成28年度)	直近の実績	目標 (令和8年度)
F	パートナーシップ宣誓の認知度	-	-	令和元年度 市民：30.4% 令和2年度 企業：26.5%	令和8年 市民：. % 企業：. %
G	性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合	-	-	令和元年度 74.6%	令和8年 . %

【指標の定義】青字は新規指標の提案

- 1 0当該年度及び前年度に世田谷区の子宮がん検診及び乳がん検診を受診した区民の割合
子宮・乳がん検診は2年に1回
- 1 1当該年度のひとり親家庭の養育費相談の実施回数、利用人数
- 1 2「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」で、「性的マイノリティ」という言葉について「知っている」と回答した人の割合
- F.....市民は「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」で、パートナーシップ宣誓の取組みについて「内容を知っている」と回答した人の割合
企業は「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」で、パートナーシップ宣誓の取組みについて「内容を知っている」と回答した事業所の割合
- G.....「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」で、性的マイノリティへの人権施策等について「必要だと思う」と回答した人の割合

世田谷区立男女共同参画センターらぷらす運営の3つの重点 / 5つの施策

世田谷区立男女共同参画センターは、NPO 昭和の運営により男女共同参画推進を先進的に進めるとともに、区内に留まらず全国の男女共同参画センター・支援機関も牽引し進めてきた事業展開は高く評価する。一方、この間、利用者の減少、施設認知度、団体や地域との連携の希薄など地域施設としての課題があり、以下「らぷらす運営の3つの重点」について、世田谷区と共生会SHOWAと確認・共有し、取り組んできた。令和3年度は、この3つの重点をさらに具現化していくため、5つの施策を最優先に取り組む。

3つ重点と目標（ありたい姿）	最優先する施策	主な対象者	事業の例
1 世田谷区の男女共同参画推進の拠点として一層の充実 利用者・団体・地域の支援者等と一緒に、らぷらすで男女共同参画を地域で広げていける方法を一緒に考え、実施できる。	重点施策 3つの会議体による意見集約 （オープンキャンパスな位置づけの会議体、地域の人と一緒に運営方法を考える会議体、専門的な意見をもらう会議体）	利用者、活動団体、地域の支援者 （町会・自治会・関連施設等）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域懇談会 ・地域運営協議会 ・アドバイザー委員会
2 地域に開かれた多様な交流の進む施設づくり 一人でも多くの人がらぷらす以外の場所でも男女共同参画に関する活動に参加できるようになり、次の支援者として活動もできる。	重点施策 団体支援 （活動の活性化のため、団体同士の交流・情報交換の機会を設ける。らぷらすでも、らぷらす以外でも、活動紹介の機会を提供する。）	活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・登録団体連絡会 ・区民企画協働事業 ・女性起業家交流会 ・4大フェスタ（実施方法は変更）
どんな人でも、らぷらすに来ればいつでも自由に過ごせるだけでなく、仲間に出会えることができ交流もできる。	重点施策 毎日の居場所づくり （開館時間中、常に利用者同士が交流できるようにする。職員が利用者とさらに対話することで、必要な情報を提供する。）	居場所を求め るすべての人	<ul style="list-style-type: none"> ・らぷらすカフェ（仮称）
3 地域との良好な連携関係の構築、「地域に開かれたらぷらす」づくり あらゆる層がらぷらすの事業やその魅力について知る機会を持つことで、実際にらぷらすを利用するようになる。	重点施策 アウトリーチでの事業展開 （若者支援施設や子育て支援施設に出張して事業を展開、男女を問わず展開）	まだらぷらすを利用したことが ない・知らない人 /若者、男性、子 育て世代(父・母)	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座、出張図書館 ・学生の受け入れ（インターンシップ、職場体験） ・シネマサロン ・父親向けWLB講座
誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深めることができる。	重点施策 情報発信の強化 （日頃の館の様子や、利用者の声、地域の活動を発信）		<ul style="list-style-type: none"> ・HP、SNSでの発信 ・ギャラリー展示

男女共同参画センターの機能として実施する事業

ただし、上記3つの重点と目標（ありたい姿）、5つの重点施策を踏まえて、実施内容や手法を見直しながら実施する。

	事業名
相談事業	悩みごと・DV相談／ライン相談 女性のためのサポートグループ 女性のための働き方サポート相談 女性のための起業・経営相談 性的マイノリティのための電話相談 性的マイノリティのための電話相談（対面相談） 男性電話相談
講座・研修	起業支援講座 からだところろサロン講座編 離婚をめぐる法律・制度活用講座 女性の視点を生かした防災講座 シングルマザーのためのオンライン相談会 （男女共同参画を学ぶ基本講座） （ロゴ・アイコンの募集） （冠事業の募集）
情報収集・提供	図書資料の購入 施設案内、チラシ等の広報物作成

令和3年4月22日
生活文化政策部
人権・男女共同参画担当課

世田谷区犯罪被害者等支援の取組みについて

1 主旨

世田谷区における犯罪被害者等支援については、令和元年11月に学識経験者や関係機関等を交えた「世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)及び庁内管理職で構成される「世田谷区犯罪被害者等支援庁内検討会」を設置し、検討を行ってきた。

これまでの検討結果を踏まえ、令和3年度から世田谷区犯罪被害者等支援相談窓口(以下、「相談窓口」という。)を中心とした、犯罪被害者等への相談支援事業を開始する。

2 犯罪被害者等支援について

(1) 相談窓口の開設

開設時期

令和3年6月1日

開設場所

生活文化政策部人権・男女共同参画担当課(梅丘分庁舎3F)

なお、専用相談室は、梅丘分庁舎2Fに新たに整備する。

相談専用ダイヤルの開設

相談専用ダイヤルを相談窓口開設時期にあわせ新たに整備する。

配置相談員

1名(会計年度任用職員) 採用は、令和3年4月1日

(2) 相談員による支援

相談対応

警察の犯罪被害者認知や被害届の有無にかかわらず、すべての犯罪の被害者を対象とし相談を受け、相談者に必要な支援のコーディネート、必要な支援先への確実な繋ぎを行う。

同行支援

犯罪被害者等に寄り添い、必要に応じて、警察、被害者支援都民センター、各支援機関、弁護士、裁判所等へ同行し、犯罪被害者等が何度も同じ説明をすることがないように、同行した機関へ確実に引き継ぐ。

庁内所管と連携した支援

支援が多岐にわたるなどのケースでは、庁内所管・窓口と連携し犯罪被害者等へ支援を行う。必要に応じ、所管の担当職員等による会議を開催し、被害者の状況や要望等を把握しながら、確実な支援につなぐ。

(3) その他支援事業

(仮称)連絡協議会の設立

区の関係所管(総合支所福祉所管等)、区内警察署、支援機関(被害者支援都民センター、性暴力救援センター東京(SARC東京))等で構成する「(仮称)連絡協議会」を定期的開催し、情報共有とともに顔の見える関係をつくり、被害者への支援に繋ぐ体制をつくる。

普及啓発

相談窓口の普及啓発を図るとともに、二次被害に苦しむ犯罪被害者等を支えるため、被害者がもとの地域生活を取り戻していけるよう、地域や医療関係者、学校などへの理解と支援の意識醸成を図るため、地域の協力を得ながら啓発を行う。

3 世田谷区における今後の犯罪被害者等支援について

犯罪被害者等への支援については、条例の制定も視野に検討を行ってきた。陳情が趣旨採択された後、東京都の条例が制定されたこともあり、犯罪被害者等へより身近な立場の区は、支援を求めている方に寄り添う支援が重要であり、相談窓口という具体的な支援体制を先行させることとした。

今後、相談窓口に寄せられる相談や意見などから犯罪被害者等が求めている支援を把握し、さらに施策を充実させる必要がある。特に、性犯罪・性暴力については、国は強化方針を取りまとめており、令和2年度からの3年間を集中強化期間としており、区も性犯罪・性暴力被害者への支援を強化する必要がある。犯罪被害者等の声を参考に、必要な支援施策を充実させるとともに、条例制定についても引き続き検討を行っていくため、学識経験者等を構成員とした検討委員会を継続させる。

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年5月 (仮称)連絡協議会の立ち上げ及び開催

6月1日 相談窓口及び相談専用ダイヤル開設

犯罪被害者等支援に関するシンポジウム(予定)

知ってほしい地域でできること

励ましたつもりが
かえって傷つけてしまうことがあります。
今までどおり自然に接してください。

○被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちを
受け止める

○自分の価値観や倫理観を押し付けたり、
安易な励ましやなぐさめをしない

○興味本位で事件の話の聞きだしたり、
無責任なうわさ話をしない

○被害当時の被害者の行動を非難しない



犯罪被害者等相談窓口

●東京都総合相談窓口

TEL: 03-5287-3336

月木金: 9時30分～17時30分

火水: 9時30分～19時

(祝・休日、年末年始を除く)

●警視庁 犯罪被害者ホットライン

TEL: 03-3597-7830

月～金: 8時30分～17時15分

(祝・休日、年末年始を除く)

●日本司法支援センター(法テラス)

犯罪被害者支援ダイヤル

TEL: 0570-079714

月～金: 9時～21時

土: 9時～17時

(祝日、年末年始を除く)

●東京都性犯罪・性暴力

被害者ワンストップ支援センター

TEL: 03-5607-0799

または#8891(全国共通ダイヤル)

※都内でダイヤルすると同センターにつながります。
都県境では隣接する県の支援センターにつながる
ことがあります。

24時間365日相談受付

●性犯罪被害相談電話全国共通番号

TEL: #8103(ハートさん)

24時間365日相談受付

問い合わせ

世田谷区生活文化政策部

人権・男女共同参画担当課

電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

令和3年6月発行

世田谷区

犯罪被害者等相談窓口

相談専用電話(直通)

電話: 03-6304-3766

FAX: 03-6304-3710

梅丘分庁舎3階(松原6-3-5)

月～金曜日 午前8時30分～午後5時

(祝・休日、年末年始を除く)

犯罪被害にあわれた方へ
～ひとりで悩まずご相談ください～



このマークは目の不自由な方のための音声コードです

犯罪被害は 誰にでも起こりうる問題です

- 交通人身事故件数 1,522件
- 区内犯罪件数 4,231件
(うち強盗・殺人等：30件)

※令和2年区内の交通事故・犯罪件数(警視庁HPから)



犯罪の被害を受けられた方やご家族は、突然のことに混乱する中で、強い恐怖や怒りを感じたり、自分を責めたり、しばらく仕事や学校を休まなければならないなど、この先どうしたらよいか分からなくなってしまうことがあります。

被害を受け、どこに相談してよいか分からないときには、当課の相談窓口にご相談ください。

相談窓口でお手伝いできること

- 犯罪被害等により生じた不安や問題などのお話を伺い、必要な情報を提供します。



- 区役所等での必要な手続きについて、ご案内します。



- おひとりで不安な場合、必要に応じて裁判所や病院などに同行します。



(注)支援内容によっては、要件があります。

被害者支援の流れ

犯罪被害にあわれた方
そのご家族やご遺族からのご相談

世田谷区犯罪被害者等
相談窓口

- 相談：
相談員がお話を伺います
- 紹介・情報提供：
お伺いした被害内容や困っている事項から、支援が受けられる担当課や支援機関へ、紹介や連絡調整を行います
- 必要に応じて、警察署や裁判所など犯罪被害にかかる手続き、病院などへの付き添いを行います
【付き添い先】
区役所内各担当所管、警察署、裁判所、法テラス、医療機関など

講演会

要予約 保育あり どなたでも

定員60名 参加無料

講師 **小島慶子**さん

6月27日(日)13:00~14:00

コロナの時代の ジェンダー平等

～小さなわきまえない運動のススメ～

「気づかないで自分で自分を縛っているもの、ありませんか。
—小島さんは問いかけます。母娘の葛藤、大黒柱マザーと専業主夫、自身の人生に起きる様々な葛藤を乗り越えて、今紡ぎだされる言葉は鋭くも温かく、軽快。こんな時代だからこそ共に繋がり、あなたらしさを解き放ちませんか。

タレント / エッセイスト
© 稲垣純也

らぶらすフェスタウィーク2021

6月27日(日)~7月3日(土)

自分らしさをプラスする1週間!

らぶらす みんなの講座

世田谷区で活動する
女性起業家さんたちの
充実した講座を
体験しませんか!

マグネット作り
6/30(水) 14:00~15:30



らぶらすサロン

6/27(日) 12:00~15:00



ニット

気ままに
のんびり

ブック



らぶらす茶話会



6/27(日) 講演終了後14:15~14:45

ハンドマッサージ
7/2(金) 14:00~15:30



食育講座
7/3(土) 14:00~15:30



シネマ



! 安心してご参加頂くために、らぶらすが行っている新型コロナ感染防止対策をらぶらすのHPに掲載しております。ご確認の上、ご来場ください。尚、感染拡大状況によっては内容を変更・中止する場合があります。詳しくはHPまたはらぶらすまでお問合せください。



講演会

4階 要予約 保育あり どなたでも 定員60名 参加無料

6/27(日) 13:00~14:00

コロナの時代のジェンダー平等~小さなわきまえない運動のススメ~

申込

- ▶事前申込制 ▶定員60人
- ▶講演会のみ保育あり (5か月~就学前まで・要予約・先着順)
- ▶手話通訳あり
- ▶申込: 5月15日(土)午前10時から、電話、FAXまたは、らぶらすホームページからメールで受付可。講座名・氏名・電話番号・保育の有無(ありの場合は、子どもの名前、年齢、住所)を明記してください。
- ※お申し込みいただく住所・氏名・電話番号等の個人情報は、参加名簿の作成、キャンセル待ち登録名簿の作成、および必要な場合の連絡以外の目的に使用しません。

講師: 小島慶子さん

1995年TBSに入社、元アナウンサー。99年、第36回ギャラクシーDJパーソナリティ賞を受賞。2010年に退社後は各種メディア出演のほか、精力的に執筆・講演活動中。『AERA』『VERY』『日経ARIA』など連載多数。著書に『解縛』『るるらいらい』、小説『ホライズン』ほか多数。自身の経験を通じて、病気(摂食障害・不安障害)や、発達障害(ADHD)についても積極的に発信している。2014年より、オーストラリア・パースに教育移住。東京大学大学院情報学環客員研究員 昭和女子大学現代ビジネス研究所特別研究員 NPO法人キッズドアアドバイザー 他。



タレント/エッセイスト
© 稲垣純也

らぶらす みんなの講座

4階 要予約 保育あり

6/30(水) 14:00~15:30

キラキラデコのワークショップ ~ときめくオリジナルマグネットを作ってみよう!~

ラインストーンを貼って、世界に1つだけのオリジナル マグネットを作ってみよう!
パーツは好きなものを選んで盛り放題!



講師: つーちゃん (Deco shop Sakura)
対象: 4歳以上の子どもと保護者(きょうだい参加OK)
定員: 6組
参加費: 500円
※本講座は3階交流スペースで実施します

7/2(金) 14:00~15:30

プレ更年期にそなえ 安心ハンドマッサージ講座

女性ホルモンが低下する20代後半から50代にかけ女性の日常は忙しくなるばかり!心身のバランスを保つために役立つハンドマッサージを伝授します。



講師: 徳永加奈子 (NPO法人 ソシオキュアアンドケア サポート)
対象: 女性
定員: 20人
参加費: 300円

7/3(土) 14:00~15:30

パパと子どもの食育講座 ~子どもの食事のなぜ?を解決!~

パパと子どもと一緒に学ぶ食育講座です。
ママに休息と笑顔をプレゼントできるかも。



講師: 阿知和りか (食育クッキング)
対象: 3~6歳の子どもの父親(きょうだい参加OK)
定員: 5組
参加費: 無料

らぶらすサロン

3階 予約不要 出入り自由 定員あり

6/27(日) 12:00~15:00

ニットコーナー

夢中で編んでいるうちに気持ちがスッキリ...そんなくつろぎの空間へようこそ。
自由に使える毛糸とかぎ針をご用意しています。

講師: 齋藤美樹 (sora no mori)



ブック&シネマコーナー

おすすめシネマと一緒に読みたい一冊をご紹介します。

講師: スズキケイコ (ものかぎや代表)



らぶらす茶話会

4階 予約不要
どなたでも

6/27(日) 講演終了後14:15~14:45

参加者みんなで楽しくおしゃべりしませんか。
たくさんの方にご利用頂くために、施設の使い方や事業の紹介をします。
おみやげつきです! (先着順)



らぶらすの相談・居場所
紹介パネル展示あります



6/27(日)	6/28(月)	6/29(火)	6/30(水)	7/1(木)	7/2(金)	7/3(土)
講演会						
らぶらす茶話会						
らぶらすサロン			期間中、ニットコーナーを設けます(※講師は27日のみ)。詳細はHPでご確認ください。			
			パネル展			
			みんなの講座1		みんなの講座2	みんなの講座3

世田谷区立
男女共同参画センターらぶらす

〒154-0004 世田谷区太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3~5階
TEL: 03-6450-8510 / FAX: 03-6450-8511
WEB: <http://www.laplace-setagaya.net>

らぶらすHP / facebook / Twitter

